

岩出市人権施策基本方針 第三次改定版（素案）

令和8年1月
岩出市

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 基本方針の趣旨.....	1
2 人権をめぐる動向.....	2
(1) 国際的な主な動き	2
(2) 国内の主な動き	4
(3) 和歌山県の主な動き	6
(4) 岩出市の主な動き	8
第2章 基本的な考え方.....	10
1 人権施策の基本理念.....	10
2 人権施策の目標.....	10
3 人権施策基本方針の位置づけ	11
4 施策の体系図.....	12
第3章 人権施策の基本的な方向性.....	13
1 人権尊重の視点に立った行政の推進	13
(1) 人権尊重の視点に立った施策や制度の創設等	13
(2) 人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実	13
2 人権教育・啓発の推進	14
(1) 人権教育の推進	15
(2) 人権啓発の推進	18
3 特定職業従事者※に対する人権教育・啓発の推進	19
4 相談・支援の推進	20
(1) 相談・支援体制の充実・強化	20
(2) 救済体制の連携強化	21
第4章 分野別施策の推進.....	22
1 同和問題（部落差別）	22
2 子どもの人権	27
3 女性の人権	31
4 高齢者の人権	34
5 障害のある人の人権	37
6 外国人の人権	41
7 感染症・難病患者等の人権	43
8 性的少数者に関する人権	45
9 情報化社会における人権	47

10 犯罪被害者等の人権	49
11 自殺	51
12 働く人の人権	53
13 その他の様々な人権（患者の人権、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等） ..	55
第5章 施策の総合的な推進.....	56
1 人権施策の推進体制	56
(1) 市における推進体制	56
(2) 国・県・関係団体等との連携・協働	56
2 人権施策の推進管理	57
(1) 情報の収集と提供	57
(2) 施策の点検・評価と方針の見直し	57

第1章 はじめに

1 基本方針の趣旨

人は、誰でも生まれながらにして自分らしく、そして幸せに生活するという基本的人権をもっています。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するために、わが国では、同和問題（部落差別）や、女性、子ども、高齢者、障害のある人などにかかわる人権課題に対し、人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取組が進められてきましたが、依然として多くの人権課題が残存しています。

本市では、平成23年(2011年)3月に「岩出市人権施策基本方針」（以下「基本方針」という）を策定し、平成28年(2016年)3月には基本方針の第一次改定を、令和3年（2021年）3月には第二次改定を行い、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

近年、配偶者や家族による暴力、子ども・高齢者・障害のある人への虐待、職場におけるいじめやハラスメント、拉致被害者の問題など、深刻な人権侵害が発生しています。さらに、SNSをはじめとするインターネット上では、誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的な投稿など、人権を脅かす行為が多様化・巧妙化しており、対応が急務となっています。また、LGBTなど性的マイノリティの方々への偏見や差別、外国人や出身地による差別など、新たな分野の人権課題も顕在化しています。

これらのように、人権課題はますます多様化、複雑化しており、今後も、様々な人権課題の解決に向け、人権教育及び人権啓発のより積極的な取組とともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることができます。

このような社会背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても、これまでの人権施策の取組の成果や令和6年度(2024年度)に実施した「人権に関する市民意識調査」に基づく市民の意識、新たな課題への対応を含め、「人権が尊重されるまちをつくる」を目標に、新たな人権課題を含むさまざまな分野における人権施策を総合的に推進するため、基本方針（第三次改定版）として改定を行いました。この基本方針に基づき一人ひとりの人権が尊重される明るい社会をめざして取り組んでいきます。

2 人権をめぐる動向

(1) 国際的な主な動き

二度にわたる世界大戦の悲惨な経験の反省から、昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会において、人間の自由平等・無差別の原則や、生命・自由・身体の安全、奴隸の禁止など具体的な人権の定義等を定めた「世界人権宣言」が採択されました。その中で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言しています。

その後、国連では、この世界人権宣言をより具体化し、各国の実施を義務づけるための基本的、包括的な条約としての「国際人権規約」のほか「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下「人種差別撤廃条約」という。)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)、「児童の権利に関する条約」などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などを通して、各国に人権確立への取組を提唱してきました。

こうした取組にもかかわらず、東西冷戦構造の崩壊後も期待された世界平和は訪れず、むしろ、人種、民族、宗教の違いなどから生じる対立によって地域紛争が多発し、世界各地での貧困・飢餓・難民など深刻な人権問題が発生するなど、世界人権宣言の精神が薄らぐ懸念が生じてきました。

厳しい国際社会の状況を背景として、国連では平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、すべての政府に対して、人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、これにより、各国において国内行動計画の策定など、様々な取組が進められてきました。

国連では、平成17年(2005年)からは、「人権教育のための国連10年行動計画」を引き継ぎ、人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」の実施に取り組んでいます。また、平成18年(2006年)には「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を、平成23年(2011年)12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利をもつこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しました。

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」等、17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、これら目標の達成に向け、わが国も含め世界の国々は、普遍的な取組として様々な活動を積極的に進めています。

平成28年(2016年)には「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」が、平成29年(2017年)には「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」と「開発における女性」が採択され、令和2年(2020年)には「北京+25」記念会合が行われました。

現在も世界各地では、地域紛争や貧困による食糧不足、児童労働、人身売買、難民問題など多くの人権侵害が存在しており、人権の尊重が平和の基盤であるという認識のもと、

国際社会全体でその解決に向けた取組が進められています。

国際連合の主な人権の動き

- 1948年 「世界人権宣言」採択
- 1951年 「難民の地位に関する条約」採択
- 1965年 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択
- 1966年 「国際人権規約」採択
- 1979年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
- 1984年 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」採択
- 1989年 「児童の権利に関する条約」採択
- 1994年 「人権教育のための国連10年」決議
- 2004年 「人権教育のための世界計画」採択
- 2006年 「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」採択
- 2011年 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択
- 2015年 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
- 2016年 「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」採択
- 2017年 「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」採択
「開発における女性」採択
- 2020年 国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会)

(2) 国内の主な動き

わが国においては、昭和22年（1947年）に基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、昭和31年（1956年）には国連に加入して国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」などの諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際人権年」など各種国際年について積極的な取組を行いながら、国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及が図られてきました。平成26年（2014年）1月には、障害者的人権の享有を確保し、及び障害者の尊厳の尊重を推進することを目的とする「障害者権利条約」を批准しました。

また、わが国では、部落差別という深刻で重大な人権侵害が存在し、この問題の解決こそが人々を真に人権に目覚めさせ、これを確立する基になるとの考え方から、長い年月にわたる努力が積み重ねられてきました。特に、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」に始まる特別対策は、わが国における人権確立への歩みの中で大変重要な役割を果たし、この同和問題解決に向けての取組があらゆる差別の撤廃、人権問題の解決へと向かわせたと言えます。

そして、平成8年（1996年）5月、「地域改善対策協議会意見具申」では、同和問題に関する教育・啓発を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築すべきものとし、また、同和問題をわが国の人権問題における重要な柱と捉え、「人権教育のための国連10年」の施策の中でも差別意識の解消に努めるべきとの方向が示されました。この流れの中で「人権擁護施策推進法」の制定や『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」の策定がなされ、その推進へつながりました。

その後、「人権擁護施策推進法」により設置された「人権擁護推進審議会」では、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」の審議がなされ、国ではその答申に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進と、人権侵害による被害を救済するための組織体制の整備に取り組むこととしています。

さらに、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。これに基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、平成23年（2011年）には「北朝鮮当局による拉致問題等」が同計画に追加されました。

人権問題解消の取組として、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、そして「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されたほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」「生活困窮者自立支援法」「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など、個別の人権問題に関する法整備も進められています。

令和2年（2020年）には、「児童虐待防止法」の改正により児童の権利が強化され、また労働については「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」の施行により、ハラスメントに関して企業における従業員への啓発、研修の実施が義務付けられました。

そして令和5年（2023年）には多様性に関する理解の促進に向け、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、多様性を尊重できる社会の実現に向けての推進がされています。

令和7年（2025年）6月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」の全面的な見直しが行われ、第二次基本計画として閣議決定され、これにより、現代的な人権課題への対応が強化され、施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

国の主な人権の動き

1979年	「国際人権規約」批准
1981年	「難民の地位に関する条約」批准
1985年	「女子差別撤廃条約」批准
1993年	「障害者基本法」施行
1994年	「児童の権利に関する条約」批准
1995年	「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行
1996年	「人権擁護施策推進法」制定
1997年	「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
1999年	「拷問等禁止条約」批准 「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」人権擁護推進審議会答申 「男女共同参画社会基本法」施行
2000年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
2001年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2005年	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行
2006年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行
2009年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
2010年	「子ども・若者育成支援推進法」施行
2012年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
2013年	「障害者総合支援法」施行

		「いじめ防止対策推進法」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（平成28年施行）
2014年		「障害者権利条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「過労死等防止対策推進法」施行 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
2016年		「障害者差別解消法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「部落差別解消法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
2017年		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行
2019年		地域共生社会を提唱（厚生労働省） 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「日本語教育の推進に関する法律」施行
2020年		「児童虐待防止法」改正 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」施行
2023年		「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行
2025年		「第二次人権教育・啓発に関する基本計画」策定

（3）和歌山県の主な動き

和歌山県では、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取組であり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置づけて、市町村とともに総合的・計画的に推進してきました。

昭和23年（1948年）には、国に先駆けて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設しました。

昭和27年（1952年）には、県議会議員による差別事件を契機として、差別の実態や原因を正しく把握し、その解決のために積極的に取り組む人を育成しようとする方向を取り始めました。

また同年、同和問題解決に向けた調査研究及び県諮問機関として「和歌山県同和問題研究委員会」を設置し、実態を踏まえた取組を実施してきました。

昭和31年（1956年）には、同研究委員会を同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」に発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開してきました。

なお、同和問題解決に向けての教育・啓発の取組については、国の動向を受けて「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」として再構築し、従来よりその範囲を広げながら、その内容に即した形で新しい取組を行ってきました。

また、女性やこども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとに計画を策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係団体と連携しながら、それぞれの課題解決のため各種施策に取り組んできました。

そして、平成14年（2002年）には、人権行政のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、人権行政の政策提言機能の充実を図るため

「和歌山県人権施策推進審議会」を設置するとともに、平成16年（2004年）には、「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、以降概ね5年ごとに改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発や県民が主体的・能動的に参加できる啓発の実施、企業等の自主的・主体的な人権に関する取組の支援等、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

令和2年（2020年）3月には、県民、事業者、関係機関等が一体となって部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することをめざして、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下、「和歌山県部落差別解消推進条例」という。）を制定しました。

また、令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、感染者等への誹謗・中傷や風評被害などが発生しました。このような状況を踏まえ、誹謗・中傷等が行われない社会をめざし、同年12月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定し、誹謗・中傷等の実態の把握と、誹謗・中傷等をなくすための施策に取り組みました。

さらに、「日本国憲法」に定める幸福追求に対する権利を尊重する取組として、令和5年（2023年）には、「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（以下、「和歌山県障害者差別解消条例」という。）の制定及び「和歌山県部落差別の解消推進条例」を一部改正し、差別意識の解消に努めてきました。

令和6年（2024年）には「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的マイノリティの方々への支援やサービスの提供を推進に取り組みました。

和歌山県の主な人権の動き

1948年 市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度の創設

1952年 「和歌山県同和問題研究委員会」設置

1956年 「和歌山県同和問題研究委員会」を同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」に発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開

1999年 「『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画」策定

2002年 「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」施行
「和歌山県人権施策推進審議会」設置

2004年 「和歌山県人権施策基本方針」策定

2010年 「和歌山県人権施策基本方針」第一次改定

2015年	「和歌山県人権施策基本方針」第二次改定
2020年	「和歌山県人権施策基本方針」第三次改定
2020年	「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」施行 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」制定
2023年	「和歌山県障害者差別解消条例」制定 「和歌山県部落差別解消推進条例」一部改正
2024年	「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」導入 「和歌山県人権施策基本方針」第四次改定

(4) 岩出市の主な動き

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、わが国固有の重大な人権侵害です。その早期解決は行政の責務であるとの認識のもと、行政の重要な柱として位置づけ、道路・住宅等の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備について、一定の成果を上げてきました。また、心理的差別の解消については、学校教育や社会教育において同和教育を推進するとともに、同和委員会などと連携して人権学習会の開催や啓発活動などの施策を開発し、差別意識の解消に向けた取組を推進してきました。

昭和46年(1971年)から同和問題解決のための特別対策事業を実施してきましたが、平成14年(2002年)3月末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことにより、特別対策は終了し、一般施策に移行して対応してきました。

その後、新たな人権啓発の総合的窓口として平成14年(2002年)4月から生活福祉部福祉課に人権啓発係を設置するとともに、岩出市人権啓発推進指導員を配置し、人権課題の解決に取り組んできました。なによりも人権が尊重され、人権侵害が起こることのない社会の実現をめざし、平成15年(2003年)10月に人権啓発推進委員会を設置し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」等に基づき、人権学習会の開催や教育・啓発事業を推進してきました。

同和行政及び人権行政の課題については、同対審答申の「同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」との基本認識のもと、人権が大切にされる人権尊重の社会づくりをめざしてきました。具体的には、「人権を考えるつどい」や小学校区単位での様々な人権に関する「地区別人権学習会」の開催、同和運動推進月間・人権を考える強調月間での啓発、人権教育推進事業等、教育啓発事業に取り組むなど、市民の人権意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない明るいまちづくりに努めてきました。

平成16年(2004年)4月には、「個人情報保護法」に基づき「岩出市個人情報保護条例」を、平成19年(2007年)7月には「岩出市差別事件処理委員会に関する設置要綱」を制定しました。そして、この要綱に基づき、差別事件が起きたとき、問題解決に取り組む組織として

「差別事件処理委員会」を設置しました。

平成22年(2010年)には「岩出市人権推進懇話会に関する設置要綱」を定め、平成23年(2011年)に「岩出市人権施策基本方針」を策定しました。

そして、近年の人権課題の多様化をはじめ、「和歌山県人権施策基本方針(第二次改定版)」の策定を踏まえ、平成28年(2016年)3月に基本方針の第一次改定を行いました。

さらに、令和2年(2020年)3月に再度「岩出市人権に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施し、「和歌山県人権施策基本方針(第三次改定版)」の策定を踏まえ、令和3年(2021年)基本方針の第二次改定を行いました。この基本方針は、すべての行政分野において、同和問題をはじめ、様々な人権課題に対応するための総合的な施策の基本方向を示しており、人権尊重のまちづくりに向けた一層の取組を推進します。

岩出市の主な人権の動き

2002年 生活福祉部福祉課に「人権啓発係」設置

「岩出町人権啓発推進指導員」配置

2003年 「人権啓発推進委員会」設置

2004年 「個人情報保護条例」施行

2007年 「岩出市差別事件処理委員会に関する設置要綱」施行

2009年 「人権に関する市民意識調査」実施

2010年 「岩出市人権推進懇話会に関する設置要綱」制定

2011年 「岩出市人権施策基本方針」策定

2014年 「人権に関する市民意識調査」実施

2016年 「岩出市人権施策基本方針」第一次改定

「岩出市人権推進懇話会に関する設置条例」制定

「岩出市差別事件処理委員会に関する設置条例」施行

2019年 「岩出市人権に関する市民意識調査」実施

2021年 「岩出市人権施策基本方針」第二次改定

2024年 「岩出市人権に関する市民意識調査」実施

●年 「岩出市人権施策基本方針」第三次改定

●年 仮称「岩出市人権尊重のまちづくり条例」制定

「岩出市人権推進懇話会に関する設置条例」廃止

「岩出市人権推進懇話会の運営に関する規則」制定

第2章 基本的な考え方

1 人権施策の基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が有する固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保するために不可欠なものです。

人権は、「一人ひとりがかけがえのない存在である」という認識を基に、自己のみならず他者との相互理解を通じて成立します。

したがって、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自己の人権だけでなく他者の人権も正しく理解し、権利行使に伴う責任を自覚することにあります。加えて、基本的人権の尊重という普遍的な考えを現行でも継承していくとともに、市民の日常生活の場から人権擁護の観点の啓発教育を推進していくことで、地域全体の人権意識向上を図ります。

本市では、この人権尊重の理念に基づき、「すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を人権施策基本方針の施策基本理念として制定し位置づけています。

本市の人権施策の継続性を踏まえ、当方針においてもこの理念を基本的人権の尊重という普遍的な考え方とともに継承します。

2 人権施策の目標

基本理念の実現に向けた人権施策の目標については、その継続性や分野別計画との整合性の観点から、当方針においても基本的人権の尊重という普遍的な考え方を踏まえて継承し、本市の最上位計画である「第3次岩出市長期総合計画」や既存の計画との調整を図りながら、目標の達成に向け取り組みます。

【人権施策の目標】

- (1) 人権尊重の理念に基づく民主的で活気のあるまちづくりをめざします。
- (2) 誰もが地域社会の一員として参画できる公正・平等なまちづくりをめざします。
- (3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに豊かに暮らせるまちづくりをめざします。
- (4) 各種団体、行政等の連携や協働、役割分担を行い、自主性や主体性を尊重したまちづくりをめざします。

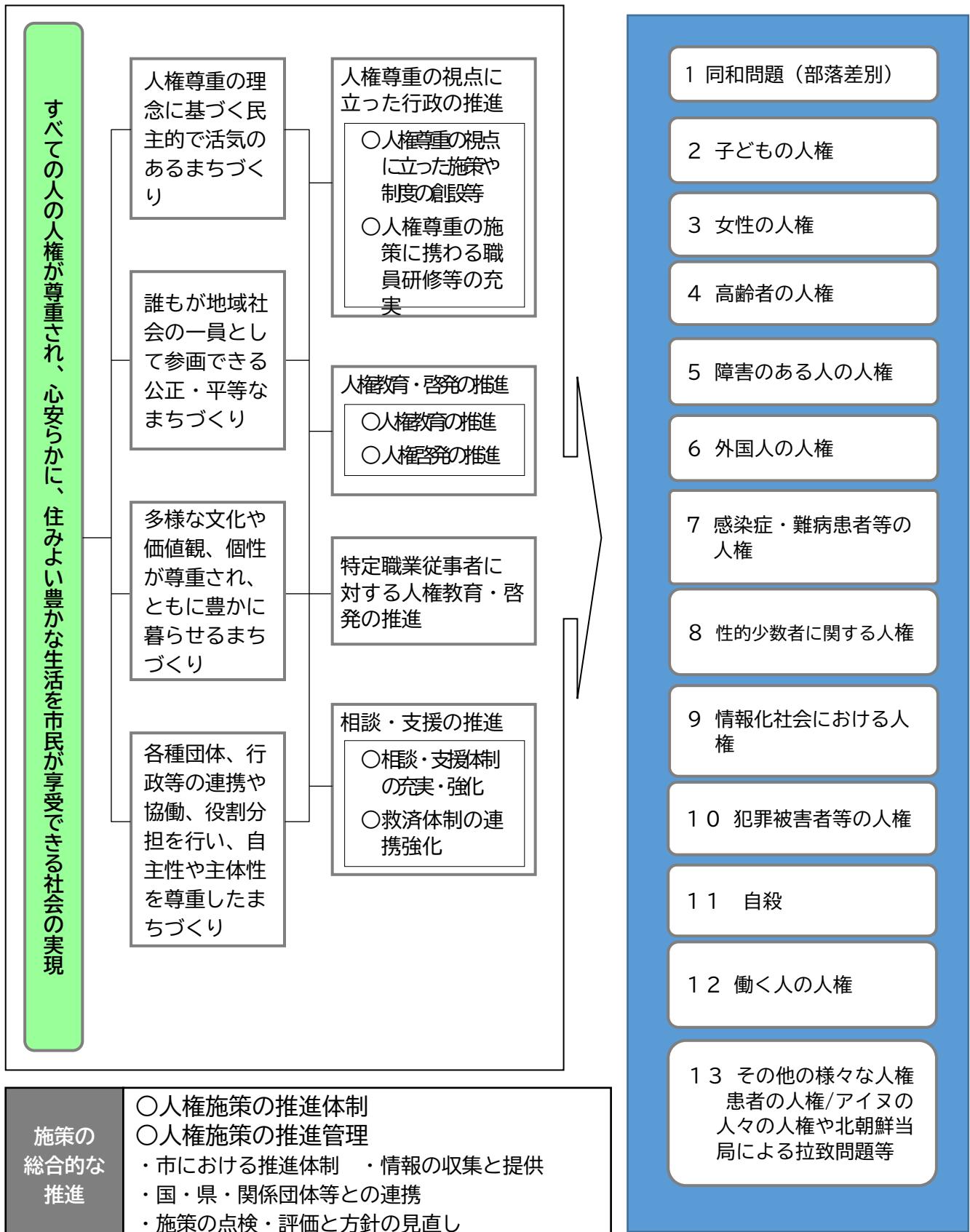
3 人権施策基本方針の位置づけ

当方針は、第3次岩出市長期総合計画に定める「人権が尊重されるまち」の方針を、基本的人権の尊重という普遍的な考え方を踏まえながら、総合的・計画的かつ具体的に推進するための基本方針を示すものです。

本市が策定している分野別計画を進める場合、また、今後新たな計画の策定や既存各種計画の見直しを行う際には、当方針の趣旨を尊重し整合性を図ります。

また、当方針は市民、企業、各種団体との協働により実現を目指すガイドラインであり、市民の日常生活の場から人権擁護の観点の啓発教育を推進していくとともに、市民生活や企業・団体等の活動において、一人ひとりが人権尊重の考えに基づいて自主的に協力し合える体制を整えるための指針ともなります。

4 施策の体系図



第3章 人権施策の基本的な方向性

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

憲法の基本理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で実現していくことが必要であり、とりわけ基本的人権の尊重は、市民の生活に密接にかかわる重要な課題です。

本市のすべての業務は人権にかかわりがあり、市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる職場、様々な場面で人権尊重の視点に立って職務を遂行していきます。

（1）人権尊重の視点に立った施策や制度の創設等

人権の保障を基本においていた施策や制度などの創設・運用に努めるとともに、既存の施策や制度についても人権尊重の視点に立った点検・見直しを図り、人権に関する実態の把握にも努めます。

また、各種申請等に対する公平な取扱いや迅速な処理、適正な情報公開の実施や個人情報の保護など、これまでに推進してきたとおり、人権を重んじた取組を進めてまいります。

（2）人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実

人権尊重の視点に立った行政運営を行っていくためには、市職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努めることが必要です。そのため、人権に関する職員研修の充実に努めます。

また、職員の採用等についても人権尊重の視点から適切に対処します。

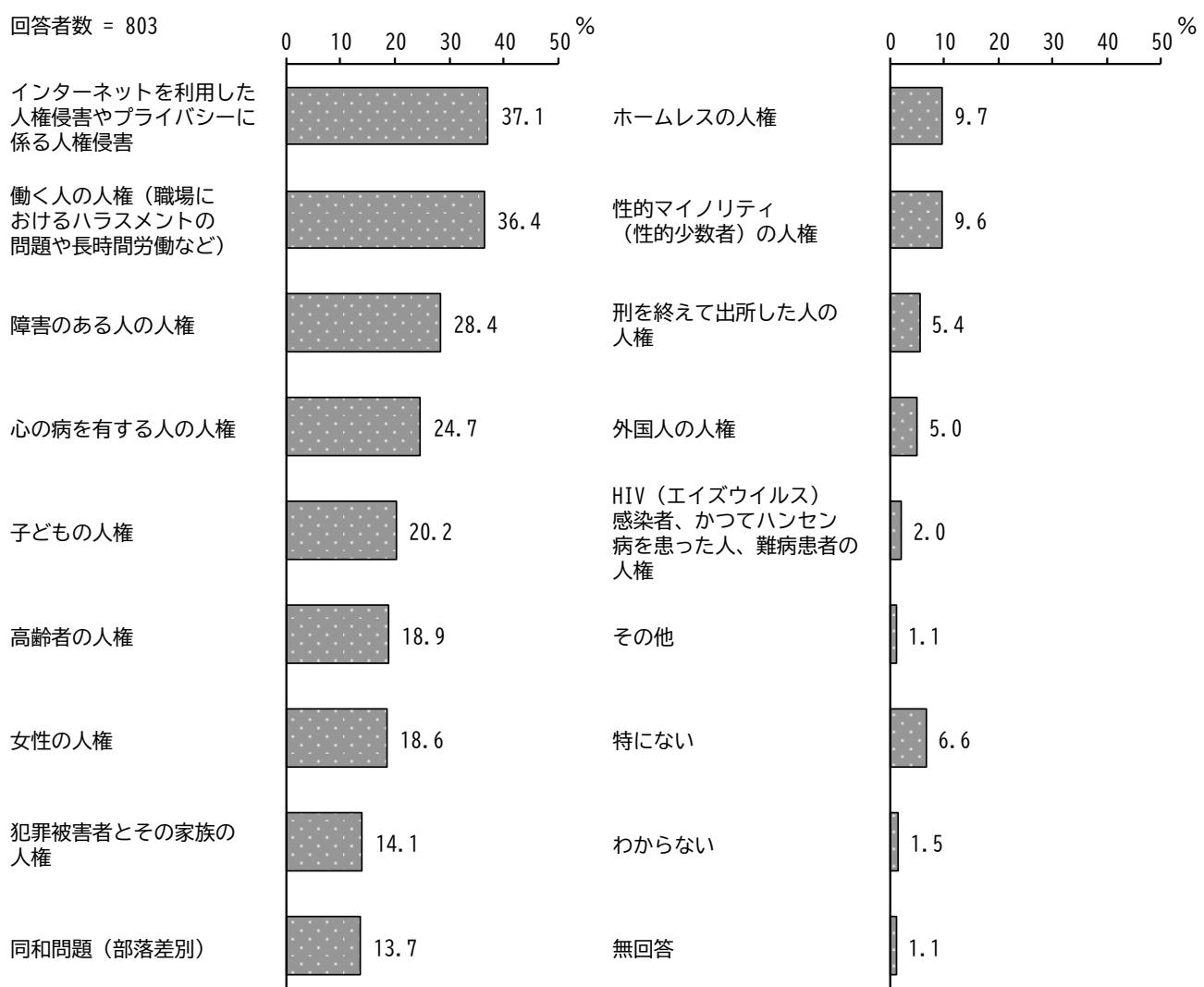
さらに、今後も人権に関する職員研修を継続し、より充実させることで、各職員が高い人権意識をもって職務を遂行できるよう、取組を強化していく必要があります。

2 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を単に知識として得るだけでなく、日常生活の中で行動や態度として表れることが重要です。本市では、学校、幼稚園等での幼児教育、家庭、地域、職場など各現場において、正しい人権理解の普及と啓発に努めており、調査では、特に「インターネット利用による人権侵害」や「働く人の人権」の関心が高いことが示されています。

これに基づき、市民一人ひとりが様々な人権課題について理解を深め、差別を見抜き、差別のない社会実現を目指すため、あらゆる場での啓発活動を推進します。

特に関心を持っている人権課題



(1) 人権教育の推進

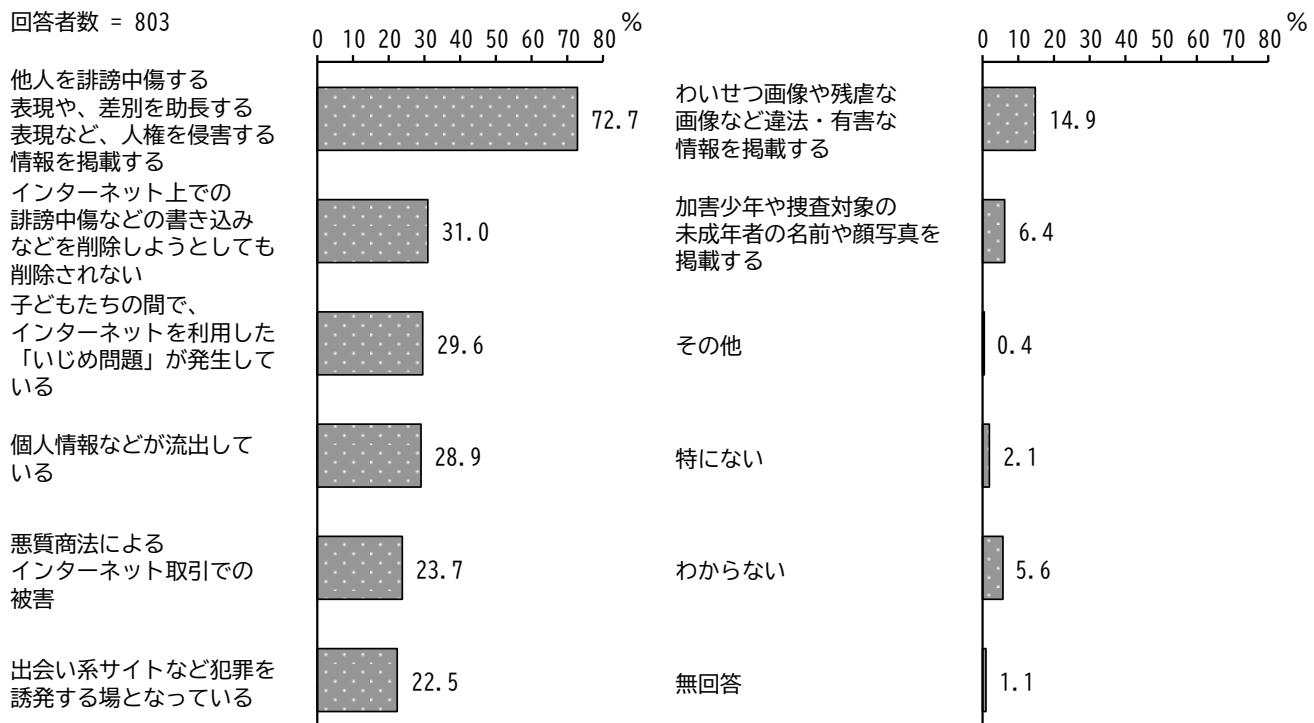
人権教育の推進には、国及び県の施策を踏まえ、各人権課題の解決力を養う教育が必要です。これまでの成果を基盤に、調査の結果を反映しつつ、幅広い人権教育の取組を推進します。

① 学校教育

学校教育においては、発達段階に応じ、児童・生徒が人権の意義・内容を理解し、互いの尊重を実感できるよう育成します。互いの「大切さ」を認め合い、いじめなどの人権侵害を許さない態度を育むため、様々な体験活動を取り入れ、自己実現と主体的な取組を促します。学校や地域、家庭との連携のもと、教育全領域に位置づけた計画に基づき実践する中で、調査で示されたネット上のトラブル等の具体課題にも対応する内容を盛り込みます。

また、教職員の人権研修を強化し、子どもたちへのきめ細かな支援を図ります。

インターネットを利用した人権侵害で特に問題があると思う事柄



② 幼稚園・保育所(園)・認定こども園

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎となるため、遊びを通して生きる力や自ら関わる意欲、健全な生活姿勢を育む支援が重要です。幼児一人ひとりが集団生活で基本ルールを学び、互いの尊重を体得する教育・保育を推進するとともに、調査結果からも明らかになつた早期の人権意識の向上を目指し、家庭や地域との連携をさらに強化します。

保育従事者の資質向上にも努めます。

③ 家庭

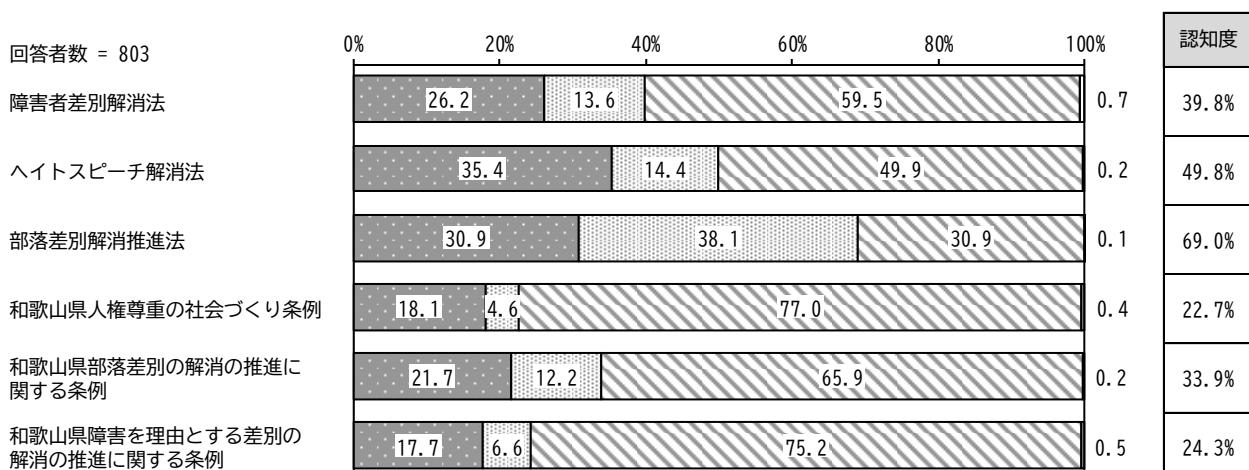
家庭はすべての教育の原点であり、情操や命の尊重、判断力を育む大切な場です。子どもたちが基本的生活習慣と豊かな感性を身につけるため、保護者と連携し、家庭内での人権意識向上に向けた学習機会や情報提供、相談・支援体制の充実を図ります。

④ 地域

人権感覚は主に家庭や地域の中で育まれるため、地域における学習機会を一層充実させるとともに、知識だけでなく日常で実践できる力を養うことが重要です。また、調査で和歌山県条例や障害者差別解消法の認知度の低さが指摘されたことを踏まえ、これら関連法令の情報普及と啓発活動を強化し、各種団体（人権擁護委員、自治会、民生委員・児童委員、P T A、ボランティア、N P O等）との連携を進めます。学校教育との連携を通じ、青少年の社会性や思いやりを育む多様な実践体験を促進します。

和歌山県条例の認知状況

■ 名称は知っている ▨ 内容もある程度知っている □ 知らない □ 無回答

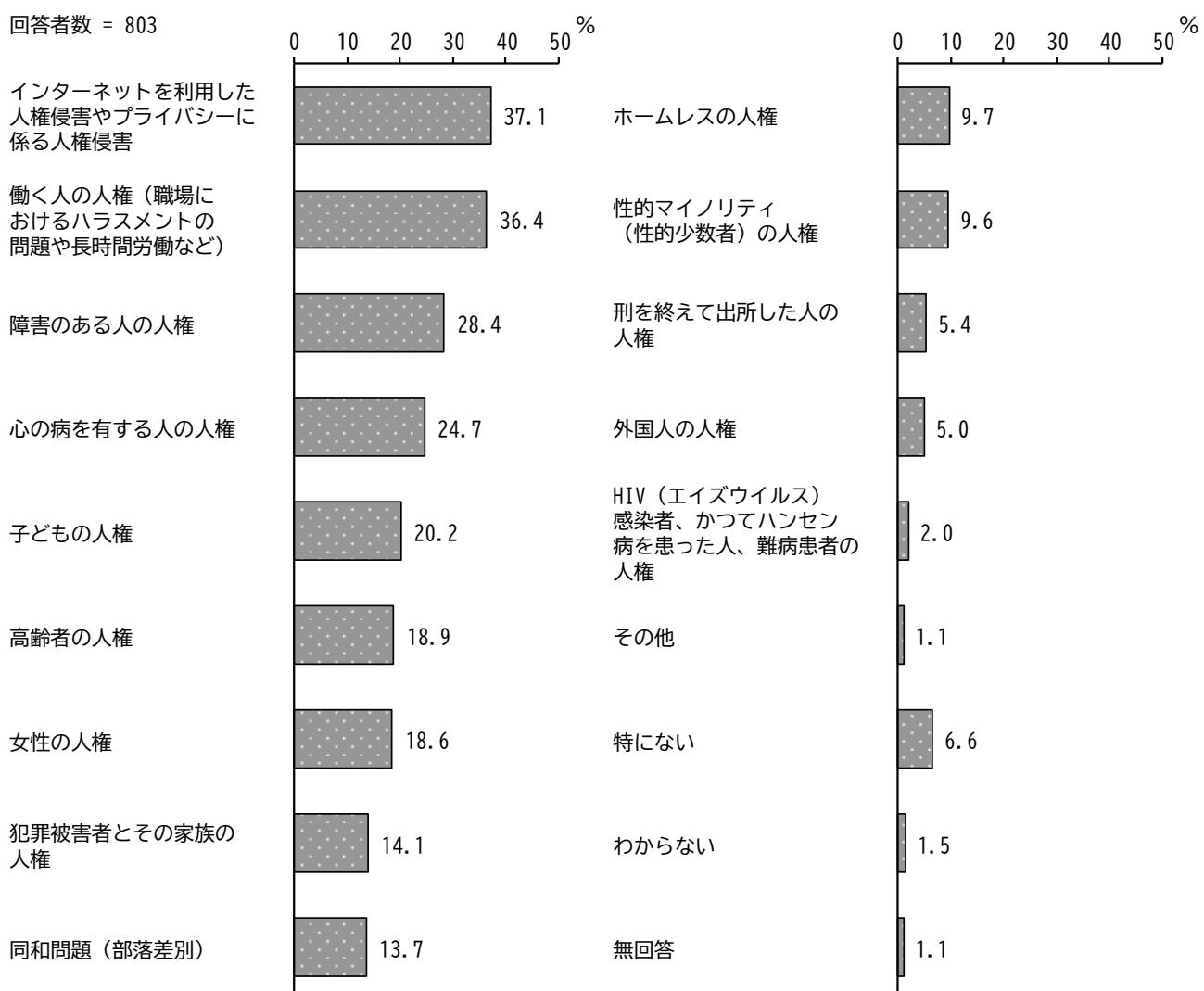


⑤ 職場

企業においては、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、働く人が安心して業務に従事できる環境づくりが求められています。法人・企業等の事業所は、職場における人権尊重が確保されるよう自主的かつ継続的な啓発活動を展開することが大切です。

本市では企業向けの人権教育・啓発活動を進めてきましたが、調査で「働く人の人権」に対する関心の高さが示されたことから、今後は人権研修の促進と商工会等との連携強化により、さらなる取組を図ります。

特に関心を持っている人権課題

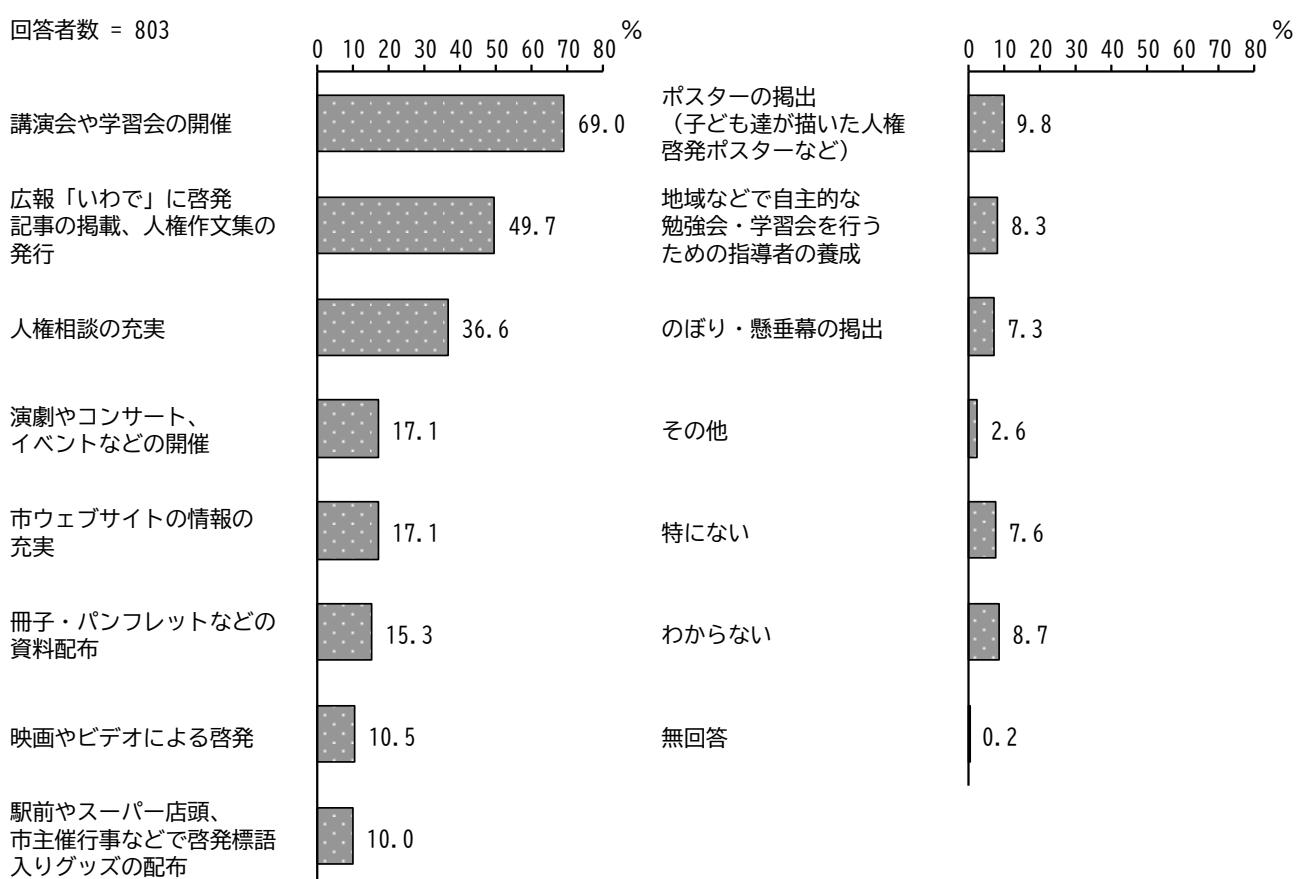


(2) 人権啓発の推進

すべての人の人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現に向け、市民一人ひとりが自らの課題として人権尊重の理念を理解することが大切です。そこで、あらゆる媒体を活用して啓発活動および相談・支援窓口の情報提供を推進しています。調査では、講演会や学習会、広報による記事掲載や人権作文集の発行が強く支持されており、これらの具体取組の充実が急務とされました。

市民の正しい知識の定着と意識向上を目指し、各種活動を計画的に展開します。

特に関心を持っている人権課題



① 相談・支援窓口に関する情報提供

人権侵害があった場合に安心して利用できる相談・支援体制の充実とともに、広報紙やウェブサイト等を通じた窓口情報の普及を図ります。なお、関連法令の理解を深めるための情報提供も強化します。

② 人権に関するわかりやすい啓発の実施

基本的な人権知識の習得に加え、自他の生命の尊厳や多様性の認識の大切さを訴え、広報紙、映画上映会、各種イベント、作文やポスターの募集・展示、各種相談事業等を通して啓発活動を実施します。特に、調査で高い支持を得た講演会や学習会の開催を中心とした取組を開展します。

③ 企業における人権啓発活動の働きかけ

企業等に対して、採用時の差別防止やハラスメント対策、及び人権尊重の企業活動を促すための研修実施を働きかけ、適切な情報提供を通じた自主的な啓発活動を支援します。また、調査結果を踏まえ、内外での情報発信強化と法令理解の向上に努めます。

3 特定職業従事者※に対する人権教育・啓発の推進

市職員、教職員等、社会教育関係職員、保健・医療・福祉・介護関係者など、人権にかかわりの深い職業に従事する者は、「『人権教育のための国連10年※』に関する国内行動計画」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者（特定職業従事者※）」と規定されています。

特定職業従事者※に対しては、一人ひとりが人権課題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくすための態度と実践力を養う人権教育・啓発を充実します。さらに、今後も引き続き、特定職業従事者に向けた研修や啓発活動を推進し、各自が職務において高い人権意識を保持し、人権尊重の視点から行動できる資質の向上を徹底することが必要です。

特に、市職員及び教職員等は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、人権に関する責任の重大性を認識し、人権課題の解決を自らの責務として、自覚と使命感をもって職務にあたることが重要です。

医療関係者、福祉関係職員等についても、啓発等の機会を通じ、事業者の特性を踏まえた研修が実施されるよう助言を行います。

また、公共施設を管理する指定管理者等については、市職員と同様の研修が行われるよう助言・指導を行います。

4 相談・支援の推進

個別の人権侵害に適切に対応するため、各分野の相談・支援機能の充実を図り、国、県、人権擁護委員等関係機関との連携を強化して、総合的かつ効果的な相談・支援を推進します。さらに、市民意識調査で相談しなかった市民が5割以上と回答されたことを受け、窓口情報の発信強化にも努めます。

(1) 相談・支援体制の充実・強化

令和2年（2020年）3月に実施した「市民意識調査」では、人権が侵害されたと感じた市民は30.2%と、平成26年度調査からやや上昇している結果となりました。侵害内容は、「あらぬうわさや他人からの悪口による名誉・信用の侵害」(38.6%)、「職場におけるハラスメント・採用・昇格時の差別待遇」(35.8%)、「地域や職場、学校、施設などの暴力、脅迫、無理強要、いじめなど」(30.1%)といった実態があり、さらに調査では、実際の人権侵害経験者が31.6%、「職場におけるハラスメント・差別待遇」が39.8%と高い割合を示し、相談先として「友だち、同僚、上司、学校の先生」が35.8%である一方、「黙って我慢した」等、誰にも相談していない割合が51.5%にのぼっています。

本市では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が岩出市総合保健福祉センターにおいて、女性や子ども、高齢者、障害のある人等の人権、差別、暴行・虐待、いじめなどについて相談に応じています。また、市役所の人権啓発推進指導員や各担当課でも人権相談を実施しています。しかし、専門的な知識が必要なケースも存在するため、相談しやすい体制づくりや情報発信の強化が一層求められています。

引き続き、和歌山地方法務局や公益財団法人和歌山県人権啓発センターなどの関係機関と連携し、支援体制のさらなる充実・強化を図ります。さらに、女性、子ども、高齢者、障害のある人などの個別課題の相談は、市生活福祉部、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、各種支援団体の専門窓口等で対応し、周知啓発と相談窓口情報の積極的な提供を進めます。また、法務局や児童相談所が実施する「みんなの人権110番」「児童相談所虐待対応ダイヤル189」「子どもの人権110番」などの情報提供も充実させる計画です。

特に、解決が困難な事例については、本市単独ではなく、和歌山地方法務局、県の関係機関、医師会、保健所などの専門機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。

(2) 救済体制の連携強化

本市では、人権侵害や差別事件が発生した際、「差別事件処理委員会」を開催し、事件処理および被害者救済を実施しています。今後も「和歌山県人権侵害事件対策委員会」や和歌山地方法務局と連携し、迅速かつ的確な対応を継続します。

また、DVや虐待等により緊急に保護を必要とする女性、子ども、高齢者、障害のある人については、和歌山県配偶者暴力相談支援センター、子ども・女性・障害者相談センター、男女共同参画センター「りいぶる」等と連携し、一時保護や自立支援などの取組を進めます。さらに、各分野の専門機関との連携を通じた相談支援や救済も推進します。

しかし、関係機関が連携する現行の救済体制だけでは、複雑化・多様化する人権問題に迅速・柔軟な対応が難しく、被害者を真に救済する体制とは言えません。そのため、実効性のある人権救済制度の確立を目指し、県との連携をさらに強化するとともに、国へ働きかける機会を増やすなど、一層の改善策を追求していきます。

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、現代社会においても、同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、自由な結婚が妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けたりするなど、日常生活の上で様々な社会的不平等や差別を受け、人権が侵害されるという日本固有の重大な人権問題です。

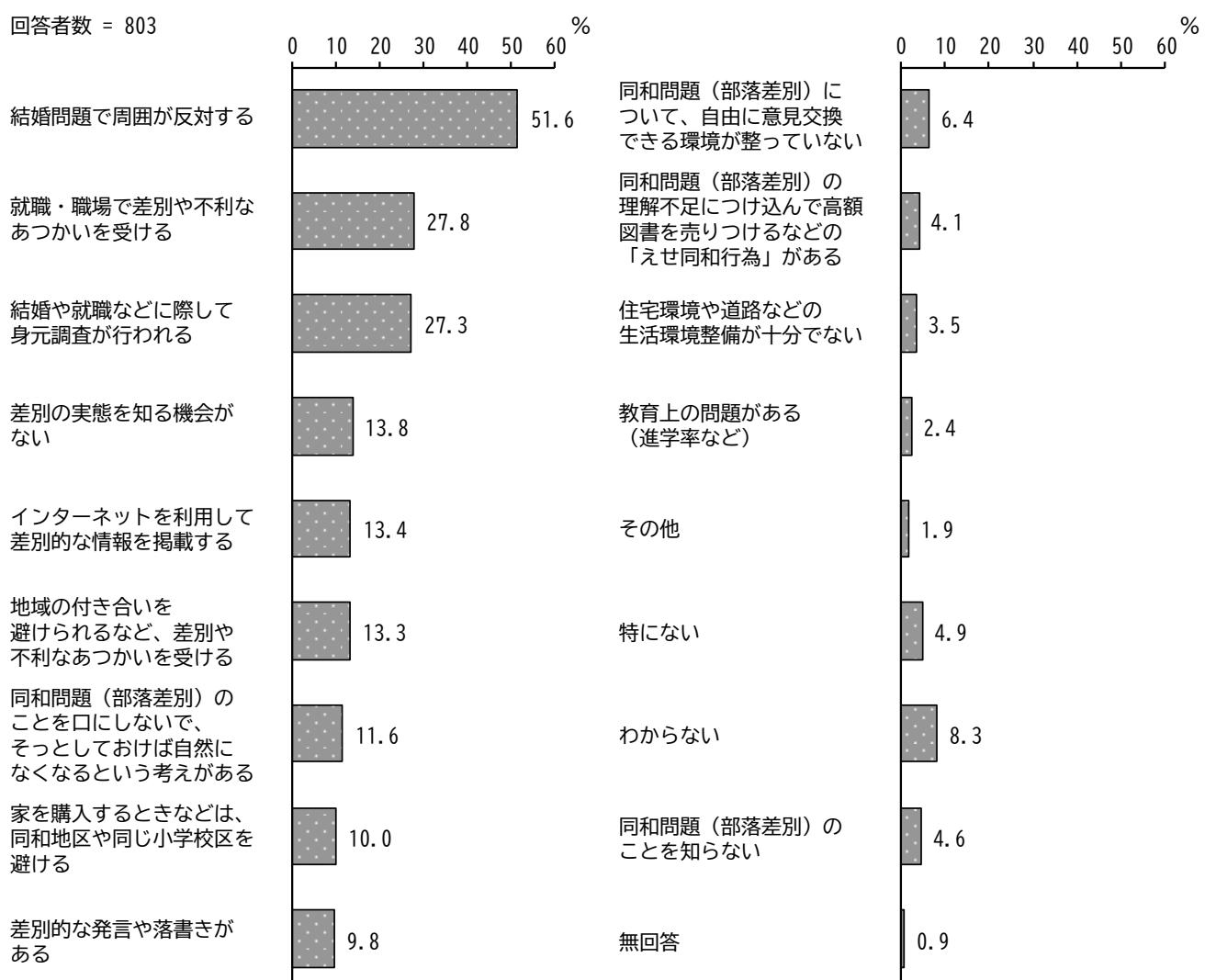
市民意識調査結果では、同和問題（部落差別）で特に問題があると思う事柄は、「結婚問題で周囲が反対する」が51.6%で最も高く、次いで「就職・職場で差別や不利があつかいを受ける」が27.8%、「結婚や就職などに際して身元調査が行われる」が27.3%と続きます。

同和問題（部落差別）を解決するために必要な対応は、「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にする教育を積極的に行う」が34.7%で最も高く、次いで「市民一人ひとりが、同和問題（部落差別）について、正しい理解を深めるように努力する」が33.6%、「学校や地域における人権教育・啓発活動を推進する」が28.9%となっています。

市民からは、同和問題（部落差別）や人権に関する教育の充実や、周知啓発が強く求められています。これらの取り組みを強化し、差別や偏見を許さない意識を醸成していくことが重要です。

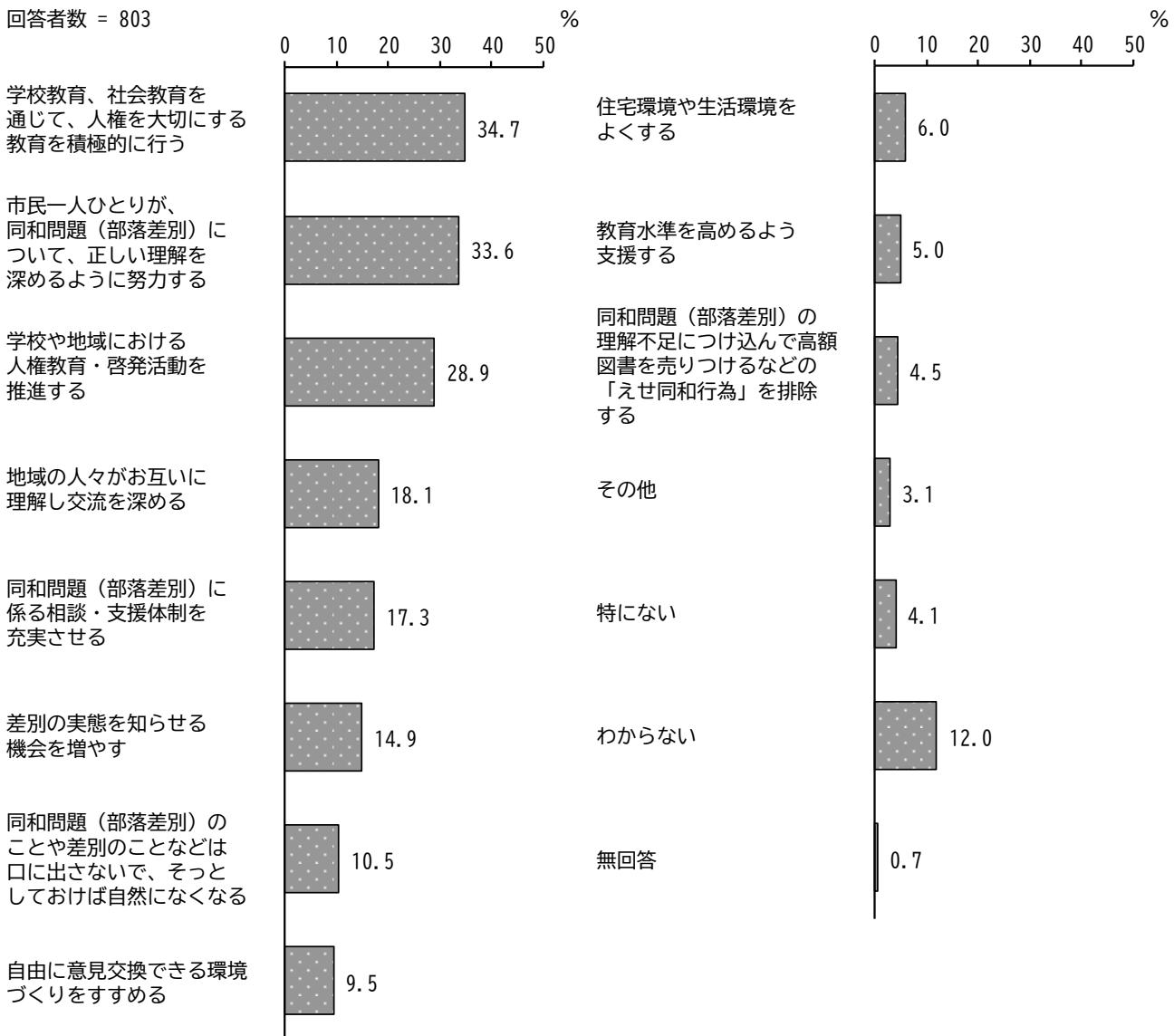
同和問題（部落差別）で特に問題があると思う事柄

回答者数 = 803



同和問題（部落差別）を解決するために必要な対応

回答者数 = 803



【取組の基本方向と内容】

同和問題の早期解決を図るために特別対策は、これまで大きな成果を上げ、概ねその目的が達成されたとして、平成14年（2002年）3月をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効しました。

しかしながら、同和問題に関する人権侵害が今なお発生している現状を踏まえ、「部落差別解消法」が施行されました。これまでに積み上げてきた同和教育及び啓発の成果を土台とし、同和問題を人権問題の重要な柱に据えながら、学校や家庭、地域、関係機関との連携を密にする従来の一般施策を継続するとともに、家庭、学校、地域、企業やその他社会全体に対する教育・啓発活動の充実、並びに差別事象への迅速な対応と被害者救済の体制強化を図るとともに、差別のない社会の実現に向けた人間形成の促進を新たな視点として取り入れた、全体的かつ多角的なアプローチを推進していきます。

○ 家庭・学校・地域等における教育・啓発の推進

- ・市民一人ひとりが自分のこととして人権課題の解決に主体的に取り組めるよう同和問題についての認識を深めるための効果的な教育・啓発活動を進めています。
- ・地域における同和問題の教育・啓発に関する指導者の資質向上を図り、関連する活動団体と協働しながら、地域の実情に即した学習機会の充実に努めます。
- ・幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小・中学校においては、幼児期から一人ひとりの幼児、児童・生徒の発達段階に応じ、生活実態や人権意識などを的確に把握し、同和問題の正しい理解や関心が高まるよう努めます。また学校においては、教育のすべての領域に位置づけた人権教育計画を作成し、総合的に取り組んでいきます。
- ・人権上の課題を有する幼児・児童・生徒一人ひとりの自己実現が図られるよう、家庭や地域、関係機関との連携を深め、基礎的・基本的な学力の定着と進路指導の充実に努めます。
- ・教職員に対し、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するための実践的指導力の向上を図るための研修を充実させ、今後もこれまでの取組を踏襲しつつ、研修内容がより効果的なものとなるよう、実施方法等を含めた研究を継続し、より効果的な研修を全職員対象に行います。
- ・家庭における日常の会話や話し合いにより同和問題に対する偏った認識を生じさせないようにするため、保護者が同和問題に対する正しい知識や認識、理解を身につけることができるよう、学習機会の提供や広報紙等を通じた情報提供に努めます。

○ 企業等における教育・啓発の推進

- ・企業や各種団体に対して、職場の指導者が同和問題についての正しい理解と認識を深め、資質の向上を図るために継続的な研修に努めるよう促します。
- ・差別や偏見のない明るく働きやすい職場づくりが進められるよう、企業に対し啓発に努めます。
- ・企業に対して、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」及び「部落差別解消推進条例」に基づき、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行い、個人の資質や能力に関係のない理由により不利益が生じないよう、就職の機会均等や就労条件の公平な運用等を働きかけます。
- ・小規模農家の営農支援等のため、農林業同和対策事業により取得した共同作業所の効果的な活用等を促します。
- ・企業や関係機関と連携し、「えせ同和行為」の排除に向けた啓発に努めます。

○ 差別事象への対応と差別による被害者の救済

- ・同和問題を理由とする差別事象や差別落書きなどが発生した場合には、事実確認とともに当事者及び関係者への助言等を行い、必要に応じて「差別事件処理委員会」を開催して対応するなど、関係行政機関・団体等と連携し、適切な解決を図ります。
- ・関係者に対し、同和問題に対する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発や指導・助言を行います。
- ・人権擁護委員による定期の人権相談や随時相談を実施するとともに、和歌山地方法務局や関係機関と連携を密にして人権相談体制を充実します。

○ 差別のない社会づくりに向けた取組の推進

- ・市民一人ひとりが差別を「自分の問題」として考える契機となるよう、講演会、研修会、啓発資料の配布などを通じて、部落差別の現状や歴史への理解を深める学習機会を確保します。
- ・同和問題（部落差別）に関する相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、法務局や和歌山県、関係団体と連携し、差別的言動やインターネット上の差別書き込みなどの未然防止・早期対応に取り組みます。

2 子どもの人権

【現状と課題】

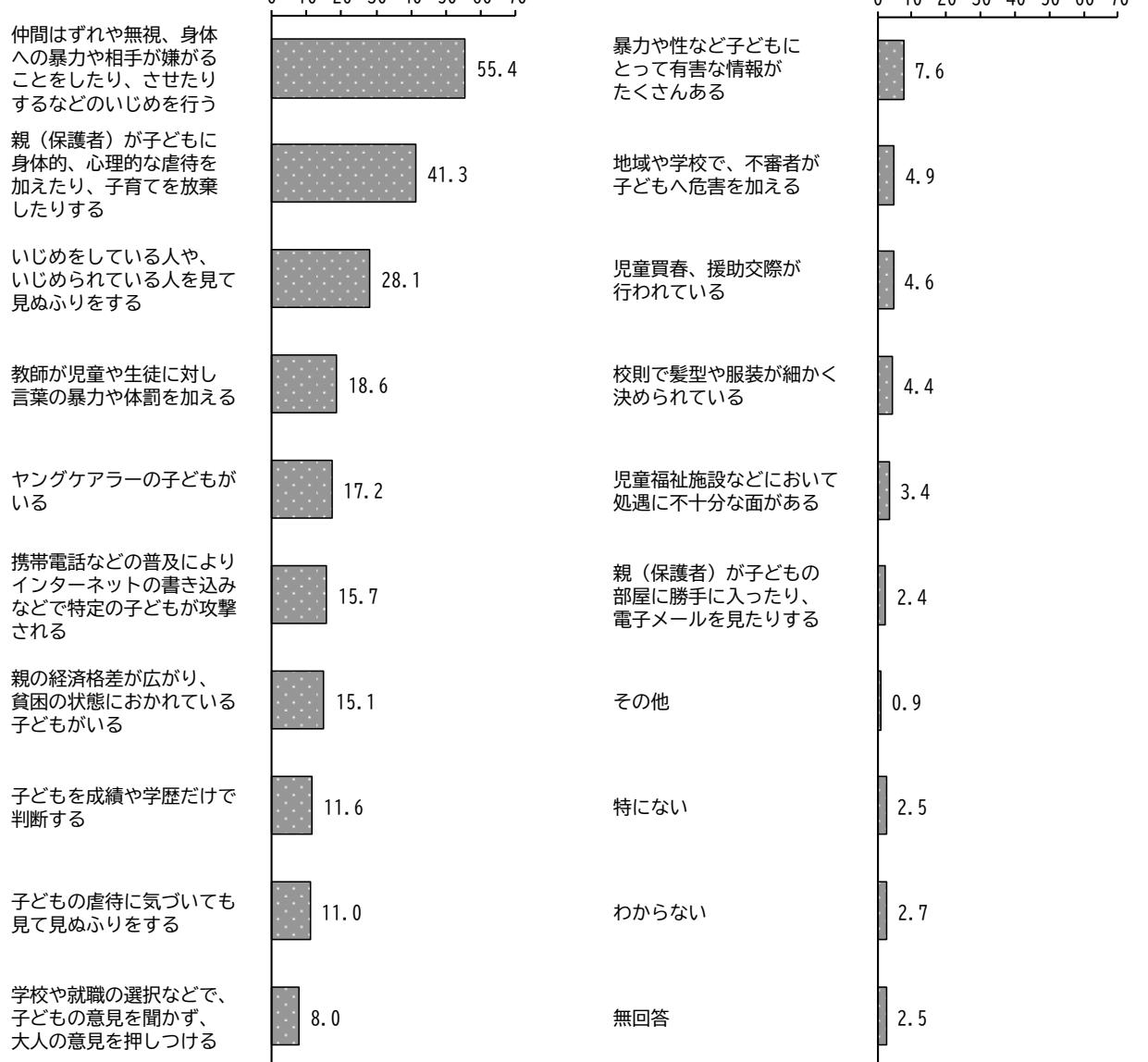
平成元年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」においては、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利行使する主体者」として位置づけられており、平成6年にわが国は、この条約に批准しました。

市民意識調査結果では、子どもに関する人権で特に問題があると思う事柄は、「仲間はずれや無視、身体への暴力や相手が嫌がることをしたり、させたりするなどのいじめを行う」が55.4%で最も高く、次いで「親（保護者）が子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が41.3%、「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする」が28.1%となっています。

今後も引き続き、児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭・学校・地域のそれぞれが子どもたち一人ひとりを健全に育てていくという意識を高めていくことが重要です。また、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題を解決するための相談・支援体制の充実や、連携の強化も図っていく必要があります。

子どもに関する人権で特に問題があると思う事柄

回答者数 = 803



【取組の基本方向と内容】

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在であり、性別、国籍、障害の有無に関わらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利があります。また、個性が認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切であり、その権利が守られなければなりません。

子どもをめぐる様々な問題に対しては、人権の視点で考えることが大切です。家庭・学校・地域が連携し、子どもの人権意識を育てる環境整備や児童虐待予防、いじめ・不登校対策、生活困難な子ども・若者への支援を強化していきます。さらに、地域子育て支援、健全な成長環境、デジタルシティズンシップ教育、SOSの発信力向上と大人の支援意識醸成に努めます。

○ 家庭・学校・地域等のつながりの中で子どもの人権意識を育てる環境づくり

- ・家庭、学校、地域、企業及び市等が役割を明確にしながら、互いに連携し、子どもが自分らしく生き、命を慈しみ、人を思いやるなど健やかに育ち、子どもの人権が守られる環境づくりを推進します。
- ・児童・生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いの違いを認め合う、豊かな感性を育む教育を推進します。
- ・小・中学校では、「人権作文」や「人権ポスター」の作成などを通じて人権教育啓発を実施するとともに、「人権集会」など児童・生徒全員が人権を考える機会を充実します。

○ 児童虐待防止対策の強化

- ・児童虐待防止対策については、子ども家庭支援ネットワーク会議（関係機関による代表者会議）、実務者会議及び個別ケース検討会議、受理会議の三層構造で対応し、実務者会議を中心となり、関係機関との連携・協力体制を強化し、児童虐待防止と子どもの権利擁護に向けて取り組んでいきます。
- ・乳幼児健診や健康相談、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、子育て世帯等訪問支援事業等を通して、子育て環境や生活状況等を把握し、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- ・家庭児童相談の充実のほか、虐待ケースについて家庭相談員や保健師等による訪問指導などの実施を通じ、虐待の重篤化を防ぎ、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を実施します。
- ・児童虐待の早期発見や地域の見守りには地域住民の協力が不可欠であり、民生委員・児童委員活動、地域見守り協力員の協力体制を強化するとともに、引き続き通報義務等について市民への普及啓発活動を実施します。

○ いじめや不登校をなくす取組の充実

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導し、いじめの兆候がある場合は、早期に把握し、解決に努めます。
- ・学校教育では、相手の立場に立って考え、痛みを感じ、気持ちを思いやることができる教育を推進します。
- ・いじめが原因で不登校になることもあるため、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラーによる相談の充実を図ります。
- ・学校、教育委員会、関係機関、各種団体等が連携し、いじめを受けた児童・生徒への支援にあたるなど地域ぐるみの協力体制を強化します。
- ・不登校児童・生徒の社会的自立に資することや学校生活への復帰を支援するため、支援員の教室配置やオンライン支援の仕組みを整備し、教育相談等の支援を行います。

○ ヤングケアラーへの支援

- ・学校や地域の関係機関と連携し、ヤングケアラーが抱える課題や負担を把握するとともに、適切な相談窓口や支援制度の情報提供を行い、必要に応じて個別の支援につなげます。
- ・教育現場や関係機関への啓発を通じて、ヤングケアラーへの理解促進を図ります。

○ 地域での子育て支援の充実

- ・「岩出市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「岩出市こども計画」に基づき、関係機関が連携した子育てに関する相談や教育・保育サービスなどの地域での子育て支援機能を充実し、子育てしやすい環境づくりを推進するとともに、子育てを地域社会が一体となって支援し、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。
- ・子どもの成長と保護者の子育てを支援するため、「岩出市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「岩出市こども計画」に基づき、障害児支援、ひとり親家庭の支援、児童虐待の防止など、各種施策を総合的に推進します。

○ 社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者等への支援

- ・ひきこもり等、困難を有する子ども・若者やその家族が地域で孤立することなく、社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう必要な情報を提供するとともに、相談支援体制の充実に取り組みます。

○ 子どもの健全な成長を促す環境づくりと子どもの人権についての教育・啓発

- ・大人自身が、子どもは人格を持つ一人の人間であることを認識し、子どもの権利について理解を深めるため、機会を捉えて「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」について啓発を推進します。
- ・小・中学校では、児童・生徒一人ひとりの個性や能力の伸長と基礎学力向上を図るとともに、各学校の人権教育計画に基づき、人権についての正しい知識の習得と理解を深め、人権が尊重される社会の形成に寄与できる子どもを育てることをめざします。
- ・市内の幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小・中学校間の連携を深め、一貫性のある人権教育を進めるとともに、地域や保護者と連携して、地域ぐるみで人権問題に対する認識を高める取組を推進します。
- ・子どもの意見表明権を尊重し、学校や地域の場で子どもが自分の意見を安心して表現できる環境づくりを推進します。
- ・子どもの権利が十分に保障されるよう、権利侵害への対応、相談支援、必要な調整を行う仕組みの充実を図ります。

○ 情報モラルの向上のためのデジタルシティズンシップ教育の推進

- ・インターネット利用が広がる中で、子どもが安全にデジタル社会を生きる力を身につけられるよう、学校や地域と連携して情報モラルを育むデジタルシティズンシップ教育を推進し、適切な情報発信・受信の態度形成を図ります。

○ 子どものSOS発信力育成と、大人の支援意識醸成

- ・いじめや虐待など、子どもが抱える不安や危険を早期に把握できるよう、子ども自身がSOSを発信しやすい相談体制の整備に努めるとともに、学校、家庭、地域が連携し、大人が子どものサインに気づき支援につなげる意識の醸成を進めます。

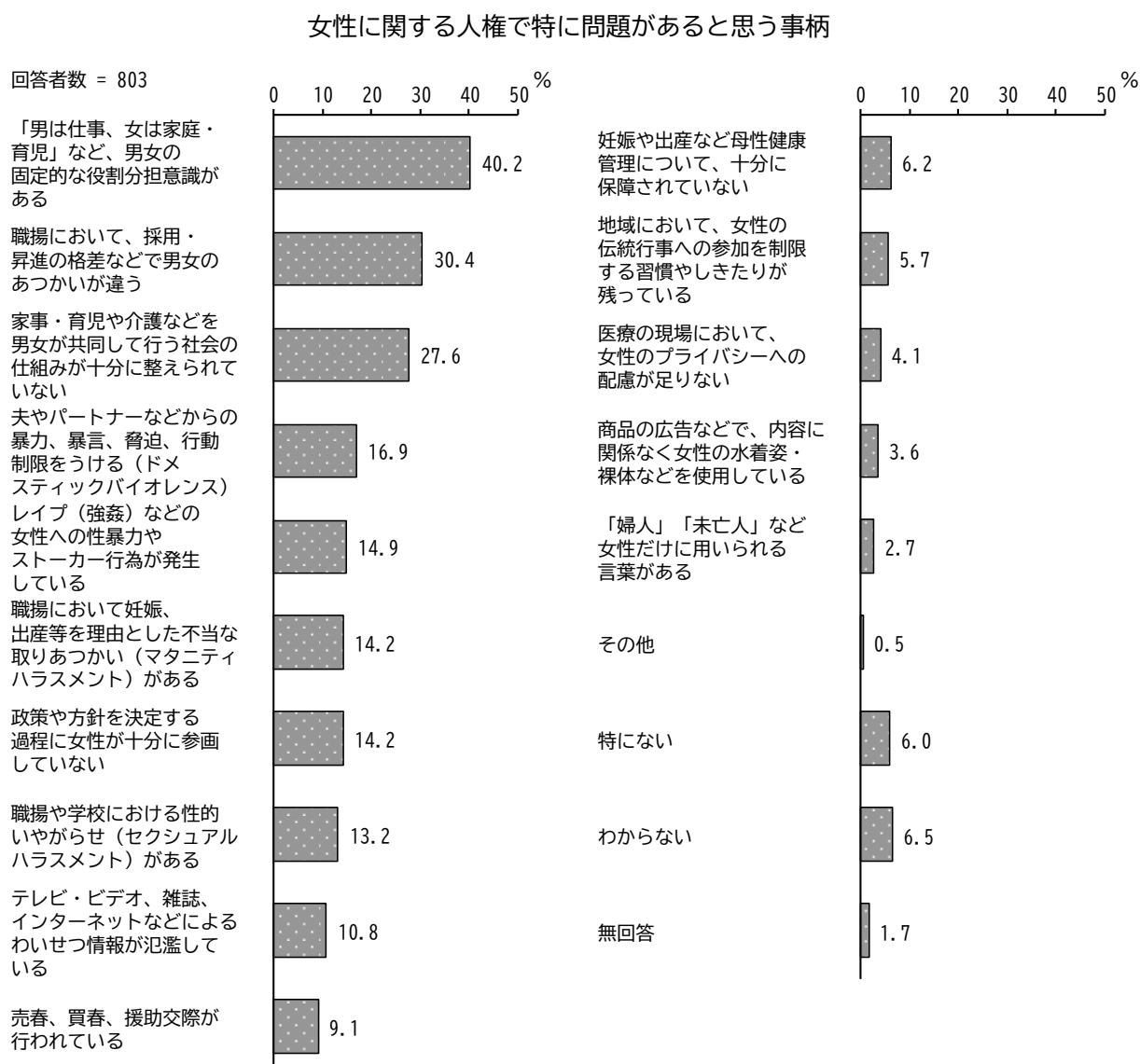
3 女性の人権

【現状と課題】

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実は「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などで様々な差別を生む原因となっています。

市民意識調査結果では、女性に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「『男は仕事、女は家庭・育児』など、男女の固定的な役割分担意識がある」が40.2%で最も高く、次いで「職場において、採用・昇進の格差などで男女のあつかいが違う」が30.4%、「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない」が27.6%となっています。

今後も引き続き、女性の人権や男女共同参画に関する周知啓発を推進し、性別に関わらず男女が互いに個人として尊重し合い、あらゆる分野で共に活躍できるまちを目指した取組を続けていく必要があります。特に、固定的性別役割分担意識や、それに伴うアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、周知啓発と社会環境の整備の両面から取り組むことが求められています。



【取組の基本方向と内容】

女性の人権と尊厳が尊重され、差別的取扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保される社会を実現するためには、女性であることを理由に社会における活動が制約されることがないように取り組まなければなりません。ジェンダー平等への意識醸成を図るとともに、性別に関わりなく、男女が互いに個人として尊重し合うとともに、お互いが自立し、あらゆる分野で対等のパートナーシップを発揮できる男女共同参画社会の実現に向け取り組みます。また、政策決定過程や地域活動促進や、仕事と生活の調和や多様な働き方の実現、待遇格差是正について関係機関と連携し周知を図ります。

○ ジェンダー平等と男女共同参画社会の実現のための情報発信や学習機会の提供

- ・すべての市民が、男女共同参画社会に対する理解を深め、自らの意識と行動を変革していくことをめざして、教育や学習機会の提供、周知に取り組みます。
- ・幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小・中学校では、男女が互いに尊重し合い、対等に生きることの大切さや男女平等の考え方を理解し深める指導を行うとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりが、性別ではなく個性によって自分の生き方を選択できるよう、発達段階に応じた教育・学習を推進します。
- ・次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を更新し、新たな計画に沿って、次世代育成支援と女性活躍の推進に向けた取組を一層強化します。

○ あらゆる暴力から女性の人権を守る環境づくり

- ・配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性的な暴力などは、人権を著しく侵害するものであり、被害にあう多くは女性です。その根絶に向け周知します。
- ・被害女性の保護、救済、相談支援などの体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りながら、適切な対応を進めます。

○ 男女がともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や柔軟な働き方を実現できる環境づくり

- ・女性が経済活動に参画するためには、固定的役割分担意識の解消とともに過去の仕事中心の生活スタイルから、人生の各段階において、仕事や家庭生活、地域生活、自己啓発など、男女ともに柔軟な働き方の実現が求められます。そのため仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援などについて積極的に取り組みます。
- ・市における特定事業主行動計画に基づき、仕事と育児の両立支援、柔軟な働き方の推進、女性職員のキャリア形成支援などを計画的に推進します。

○ 男女間の待遇格差のは是正や就労環境の整備に関する啓発の推進

- ・男女間の待遇格差のは是正や職場におけるハラスメント防止に向け、事業者や市民への周知に取り組むとともに、関係機関との連携により、誰もが安心して働ける就労環境づくりを支援します。

○ 男女が互いの性を尊重する意識の醸成と健康づくり

- ・性について正しく理解し、性の大切さや人権とのかかわりなどについて、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校において発達段階に応じた性、女性の健康についての教育を推進します。
- ・近年、10代の若者の性感染症やHIV感染、望まない妊娠などの増加を踏まえ、その防止に向けて正しい性教育・学習の充実に努めます。
- ・国際的に提唱されている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点を踏まえ、女性自らが正しい知識や情報を得て、自分の健康管理、自己決定をしながら、生涯を通じた健康づくりを実践できるよう、啓発や相談支援に取り組みます。
- ・保健師・助産師による発育・発達に関する相談指導について、切れ目ない相談支援体制を維持します。
- ・不妊に悩む夫婦の不妊治療費助成について、市ウェブサイトや広報紙等で積極的に情報発信し、制度の周知と利用促進を図ります。

○ 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

- ・市における審議会等への女性の登用や、地域活動への女性の積極的な参画を促進します。
- ・特定事業主行動計画に基づき、女性管理職比率の向上や意思決定の場への参画拡大を着実に進めます。

○ 地域活動やまちづくりの場において、女性が積極的に参画・活躍できる環境づくりの支援

- ・地域活動や自治会、委員会、まちづくりの場などにおいて、女性が積極的に参画・活躍できる機会の拡充を図るため、研修や啓発の紹介などを通じて、地域全体の理解促進と環境づくりを進めます。

○ ファミリーサポートセンターについて、利便性の周知啓発

- ・子育て中の家庭を支援するため、ファミリーサポートセンターの役割や利用方法について、広報媒体や説明会等を通じて分かりやすく周知し、利便性向上と利用促進を図ります。

○ 男女共同参画に関する情報発信や学習機会の展開

- ・男女共同参画に関する基本的理解の浸透を図るため、市民向けの講座や研修、広報による情報発信に取り組むとともに、学校、地域、職場など多様な場において学習機会を展開し、誰もが性別にかかわらず尊重される社会づくりを推進します。

4 高齢者の人権

【現状と課題】

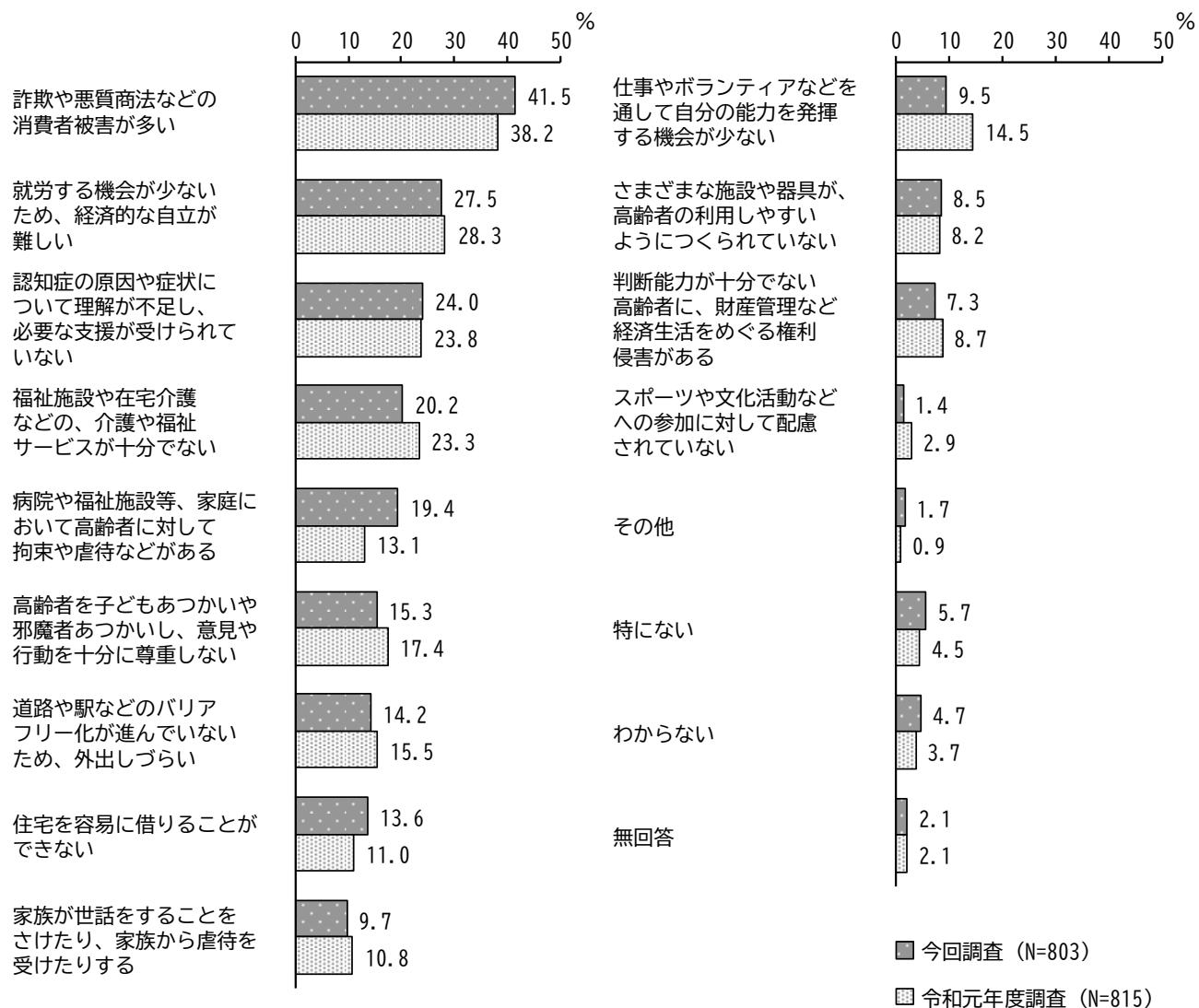
平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、わが国における高齢化の現状は、令和6年10月1日時点で65歳以上が3,624万人で、高齢化率は29.3%となっています。

また、2025年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者へ移行したため、支援が必要な高齢者が急増すると見込まれています。

高齢者に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「詐欺や悪質商法などの消費者被害が多い」が41.5%で最も高く、以下「就労する機会が少ないため、経済的自立が難しい」が27.5%、「認知症の原因や症状について理解が不足し、必要な支援が受けられていない」が24.0%と続きます。前回調査と比較すると、「病院や福祉施設等、家庭において高齢者に対して拘束や虐待などがある」が6.3ポイント増で19.4%となっています。

今後も引き続き、本格的な超高齢社会を踏まえた社会環境の整備や、支援体制の強化に取り組んでいく必要があります。また、詐欺や悪質商法等による高齢者の被害を防止するため、成年後見制度等の周知啓発を進めることも重要です。

高齢者に関する人権で特に問題があると思う事柄



【取組の基本方向と内容】

本市ではすでに高齢化が進展しており、今後さらに高齢者人口の増加が見込まれています。多くの高齢者が自らの力で安全かつ快適な生活を実現できるよう、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の方向性を踏まえ、介護予防や生きがい活動に取り組む環境整備を進めます。人権尊重の視点を重ね合わせ、地域包括ケアシステムや権利擁護の推進を図ります。また、社会参加及び生きがい創出を促進する取組や、迅速かつ的確な相談体制の整備、並びに詐欺等の被害防止を目的とした地域見守り活動等を通じ、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの実現に取り組みます。

○ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の充実

- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう医療、介護、住まい、生活支援、疾病予防・介護予防が包括的に確保されるよう関係機関と連携し、地域の特性に応じた事業の充実に努めます。

○ 高齢者の虐待防止及び高齢者の権利擁護の推進

- ・「高齢者虐待防止法」に基づき、地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待に関する相談に対応するとともに、保健、医療、福祉、介護の関係機関のネットワークを構築し、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応の取組を推進します。
- ・認知症高齢者やその家族等が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう地域包括支援センターの総合相談窓口の周知に努めるとともに、地域での支援体制の充実をめざします。
- ・介護等における高齢者の身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体機能の低下を引き起こすことにもなりかねません。今後も、介護事業者等への啓発に努め、高齢者の人権に配慮した介護に関する情報の周知を図ります。
- ・判断能力が十分でないことにより日常生活に不安のある高齢者を支援するために、福祉サービスの利用援助等を行うとともに、成年後見制度の利用を促進します。
- ・認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者への支援として、事前登録制度やステッカー配布を推進するとともに、行方不明時の早期発見につなげます。

○ 高齢者の人権を尊重したサービスの推進

- ・介護サービス事業所や高齢者福祉施設等で働く人たちには、専門的な知識や技術とあわせて高齢者の人権やプライバシーを守る高い倫理観が必要です。このため、介護サービス事業所や高齢者福祉施設等で働く職員の資質の向上を図るために、運営指導時に事業所等に対し高齢者虐待防止や身体拘束禁止等の視点から、これらの与える影響についての理解、防止のための取組促進について指導等を行います。
- ・高齢者福祉施設等については、和歌山県と情報共有しながら入所者の安全とプライバシーに配慮したサービスの向上を推進します。

○ 高齢者やその家族等のための支援の充実

- ・高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けていくことができるよう高齢者とその家族に適切な保健・医療・福祉・介護サービス等に関する情報提供や利用支援を推進するため、地域包括支援センター等の相談窓口の周知と充実に努めます。
- ・当事者間では解決困難な福祉サービスにおける問題については、ケアマネジャー・保健・医療・福祉・介護サービスの提供機関、地域の民生委員・児童委員、人権擁護委員、ボランティア団体等と連携し、相談・支援等を行う体制を充実します。
- ・認知症の人とその家族を地域で支える意識の醸成に努めるとともに、地域住民による見守り・支え合いの機能を強化し、地域ぐるみで認知症の人の早期発見や適切な支援つなぐためのネットワークの構築を図ります。
- ・認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成し、認知症の人やその家族を支援するとともに、認知症について正しい理解が深まるよう普及・啓発に努めます。また、認知症の人を介護する家族の負担を軽減するため、認知症カフェ等の交流の場を設け、情報の共有化を図ります。

○ 社会参加と生きがい対策

- ・高齢者の生活を豊かにするために、図書館、地区公民館、民俗資料館、体育館等で各種の学習講座やスポーツ・レクリエーション等の生涯学習活動の充実に努めます。
- ・老人クラブ活動の支援や、「いわで交流マップ」により、高齢者の交流の場の紹介等、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。
- ・高齢者の知識や技能などの経験を地域社会で活かせるように、シルバー人材センター等を通して就労機会の提供に努めます。

○ 高齢者が生活しやすい福祉のまちづくりの推進

- ・高齢者や障害のある人の積極的な社会参加を促進するために、安全かつ円滑な移動ができるよう公共交通機関や公共施設などのバリアフリー化を推進します。
- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを促進します。
- ・高齢者を狙った悪質商法等の増加を踏まえ、和歌山県消費生活センターや関係機関等と連携し、高齢者等に対する啓発に取り組みます。また、高齢者を狙った犯罪や被害の未然防止に向けて情報発信や講座開催により、地域の見守り力向上を図るとともに、誰もが利用しやすい相談窓口の充実に取り組みます。
- ・道路事業においては、歩道設置の際にバリアフリー化を徹底した道路設計を推進し、高齢者が安全に移動できる環境の整備を図ります。

○ 適切な支援につながる相談体制の強化

- ・高齢者が抱える虐待、生活困窮、孤立、消費者被害など、さまざまな人権課題に速やかに対応できるよう、関係機関と連携した相談体制をさらに充実させます。高齢者本人や家族、地域住民が相談しやすい窓口環境を整え、必要な支援につながるよう努めます。

5 障害のある人の人権

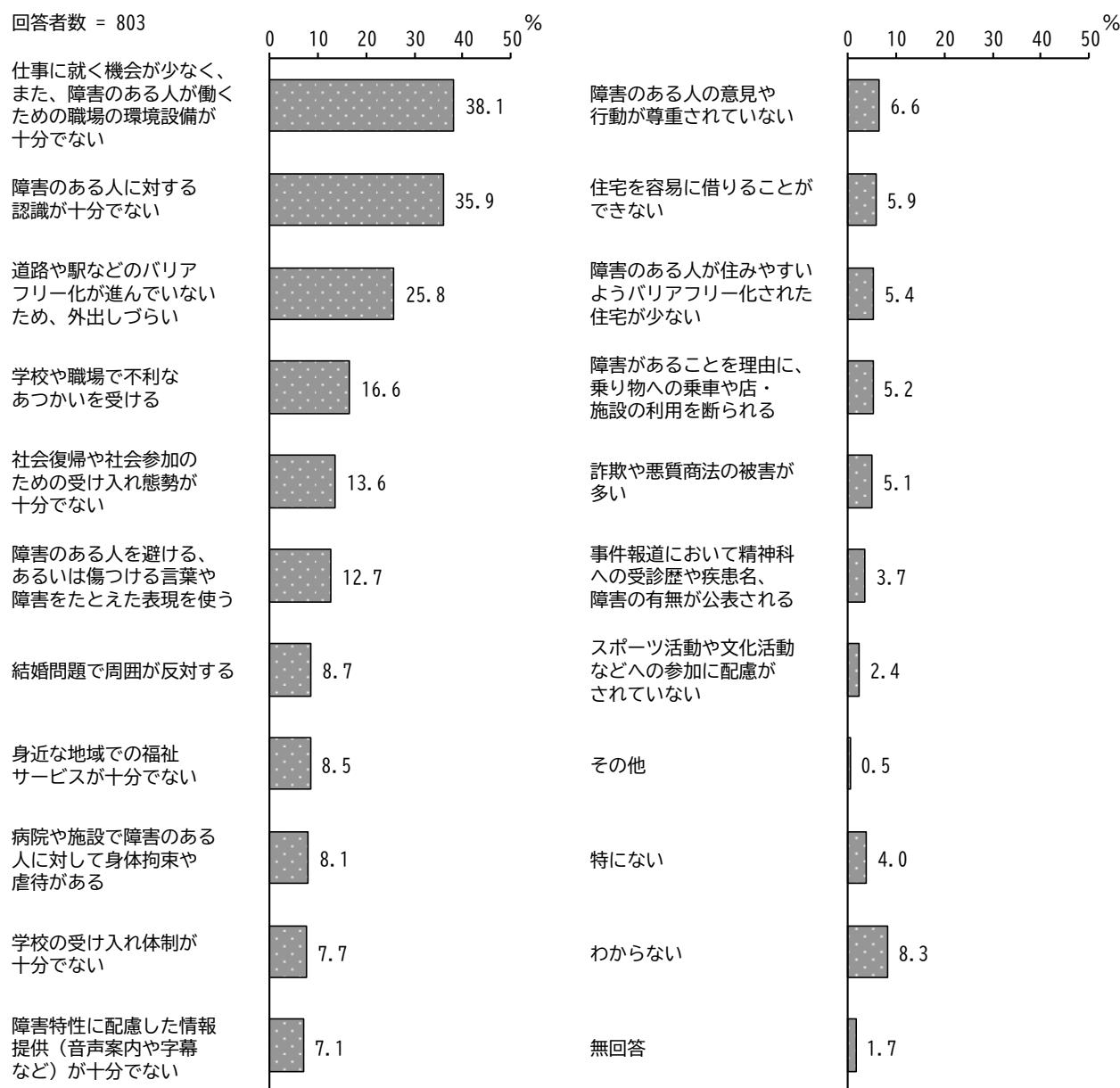
【現状と課題】

ノーマライゼーションとは、障害のある人もない人も、共に当たり前に暮らせる社会を目指す理念です。この理念は、障害のある人の人権を守り、誰もが平等に生きる社会の実現に欠かせません。

市民意識調査結果では、障害のある人の人権で特に問題があると思う事柄は、「仕事に就く機会が少なく、また、障害のある人が働くための職場の環境設備が十分でない」が38.1%で最も高く、次いで「障害のある人に対する認識が十分でない」が35.9%、「道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため、外出しづらい」が25.8%となっています。

今後も引き続き、障害のある人が健常者と同等に生活できるような社会を目指して、道路・駅・公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、福祉支援や人権に関する周知啓発にも取り組んでいく必要があります。特に、障害のある人の就業支援を充実させることが求められています。

障害のある人の人権で特に問題があると思う事柄



【取組の基本方向と内容】

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度を問わず、居住する場所の選択も含めて、自立と社会参加の実現を図ります。従来の「岩出市障害者計画」等と連携した取組に加え、市民の理解と参加の促進や学校教育における相互理解の深化、地域生活移行促進の支援体制を充実します。さらに、自分らしく安心して暮らし続けるため、必要な障害福祉サービスやその他の支援に加え、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの化等も推進していきます。

○ 障害に対する市民の理解と参加の促進

- ・障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるよう障害や障害のある人への理解をより一層深めるための啓発、広報活動を推進します。
- ・地域や学校などにおいて、障害のある人と障害のない人が交流し、ともに学ぶ機会の拡大に努め、相互理解を深める取組を推進します。
- ・地域や学校での福祉教育を進めるとともに、ボランティア活動を促進するため、必要な人材の確保・育成に取り組みます。
- ・市民の手話に対する関心を高めるため、広報紙や市ウェブサイト・市役所内デジタルサイネージに手話の記事や動画を掲載するとともに、市内小学生対象の手話教室や地域の中での手話奉仕員の養成講座を継続して実施していきます。
- ・障害のある人の文化・運動に関する講座を開催し、内容の充実とともに、対象者への効果的な周知を図ります。

○ 相互理解を深める学校教育の推進

- ・障害のある児童・生徒一人ひとりの個性にあったきめ細かい教育の内容を確保するという視点に立ち、地域とともに育ち、学び、生きることを基本とした学校教育をめざします。
- ・すべての幼児・児童・生徒に対し障害や障害のある人への理解を深め、一人ひとりがかけがえのない存在として、ともに育つことを喜び合える心を育む教育を進めるとともに、すべての幼児・児童・生徒が学びやすい環境整備を推進します。
- ・障害の重度・重複化、多様化の状況や本市の状況をふまえて、障害のある子どもに対し、乳幼児期から一貫した相談・支援を行うため、特別支援学校などの専門機関との連携を図ります。
- ・児童・生徒に対し、人権や障害への正しい理解を促すため、学校の人権教育担当者向け研修や学校全体での取組支援を充実させます。
- ・特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育環境整備のため、新たな申請様式により提出書類の削減と事務の円滑化を図りつつ、保護者に対する教育費の扶助を実施します。
- ・LD等を含む発達障害のある児童生徒に対して、個々の特性に応じた適切な支援と指導を行い、早期指導を通じた困難の改善と教育内容の充実を図ります。

○ 地域生活移行を促進するための支援体制の充実

- ・障害のある人や家族のニーズの把握に努め、障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、連携して相談・支援体制の整備を進めるとともに、福祉、保健、教育、労働等のネットワークである那賀圏域障害児・者自立支援協議会を中心として、障害のある人のライフステージに対応した支援を実施します。

○ 就労支援

- ・「岩出紀の川障害者就業・生活支援センター」を中心に関係機関と連携して就労支援に取り組みます。
- ・障害のある人が能力と適性に応じて可能な限り就労し、働き続けられるよう障害福祉サービスの充実に努めるとともに、障害のある人の就労を支援・促進するため、行政の各部署及びハローワークなどの関係機関との連携強化や情報共有を推進します。
- ・障害のある人に対し、一般就労や雇用支援策に関する理解を促進し、障害のある人の一般就労への移行を推進します。
- ・障害のある人の雇用に対する理解を促進するために、那賀圏域障害児・者自立支援協議会就労支援部会の活動及び企業との交流を通じて、啓発活動を行います。
- ・障害者の雇用促進に関する法律に基づき、障害のある人が働きやすく活躍できる職場環境の整備を推進します。

○ 障害のある人の虐待防止及び権利擁護の推進

- ・障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のために、相談・支援体制の充実、那賀圏域障害児・者自立支援協議会との連携強化を図ります。
- ・意思表示や判断能力が不十分な障害のある人が、安心して日常生活を送ることができるよう、成年後見制度や権利擁護事業について、制度の理解と活用を促進します。
- ・県が行う広域的・専門的な相談支援との連携を強化し、困難事例に対する専門的な相談支援の充実を図ります。
- ・「障害者権利条約」及び「障害者差別解消法」の趣旨や意義等について、市民に周知を図り、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を推進し、障害のある人もない人も等しく個人の尊厳が尊重される地域づくりを推進します。
- ・「障害者差別解消法」が平成28年(2016年)4月から施行されたことを踏まえ、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、事例発表や研修等を行い、差別の解消に向けた取組を推進しています。

○ 障害のある人の社会参加を促進する環境づくり

- ・ユニバーサルデザインの考え方や「和歌山県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、安全かつ円滑な移動ができる公共交通機関や公共施設などのバリアフリー化、多目的トイレの整備を推進します。
- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進め、誰もが安心して暮らせるようなまちづくりを促進します。
- ・ユニバーサルデザインを採用した公共施設において、車いす対応設備、コミュニケーション支援ツール、多機能トイレ等の整備を進めます。
- ・大活字本、点字本、布絵本、デジタル録音図書等については、可能な範囲での収集に努めます。また、電子書籍については既に導入し、利用環境の充実を図ります。
- ・障害者向けサービス（郵送サービス、対面朗読など）の周知を強化します。

○ 成年後見制度の活用を含めた権利擁護の取組の推進

- ・障害のある人が権利侵害を受けることなく安心して生活できるよう、成年後見制度の活用促進を含む権利擁護の取組を推進し、専門機関や地域の相談支援体制との連携を強化します。

○ 自分らしく安心して暮らし続けられる支援体制やサービスの充実

- ・障害のある人が自分らしく地域で暮らし続けられるよう、生活支援・就労支援・医療福祉サービスなどの多様なニーズに応じた支援体制の充実を図るとともに、関係機関との協働により切れ目のない支援環境を整備します。

○ 家族が抱える不安・負担軽減のためのサービスの充実

- ・障害のある人を支える家族の不安や介護負担を軽減するため、レスパイト（休息）サービスの充実、相談機能の強化、地域での支援体制づくりを推進し、家族が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

6 外国人の人権

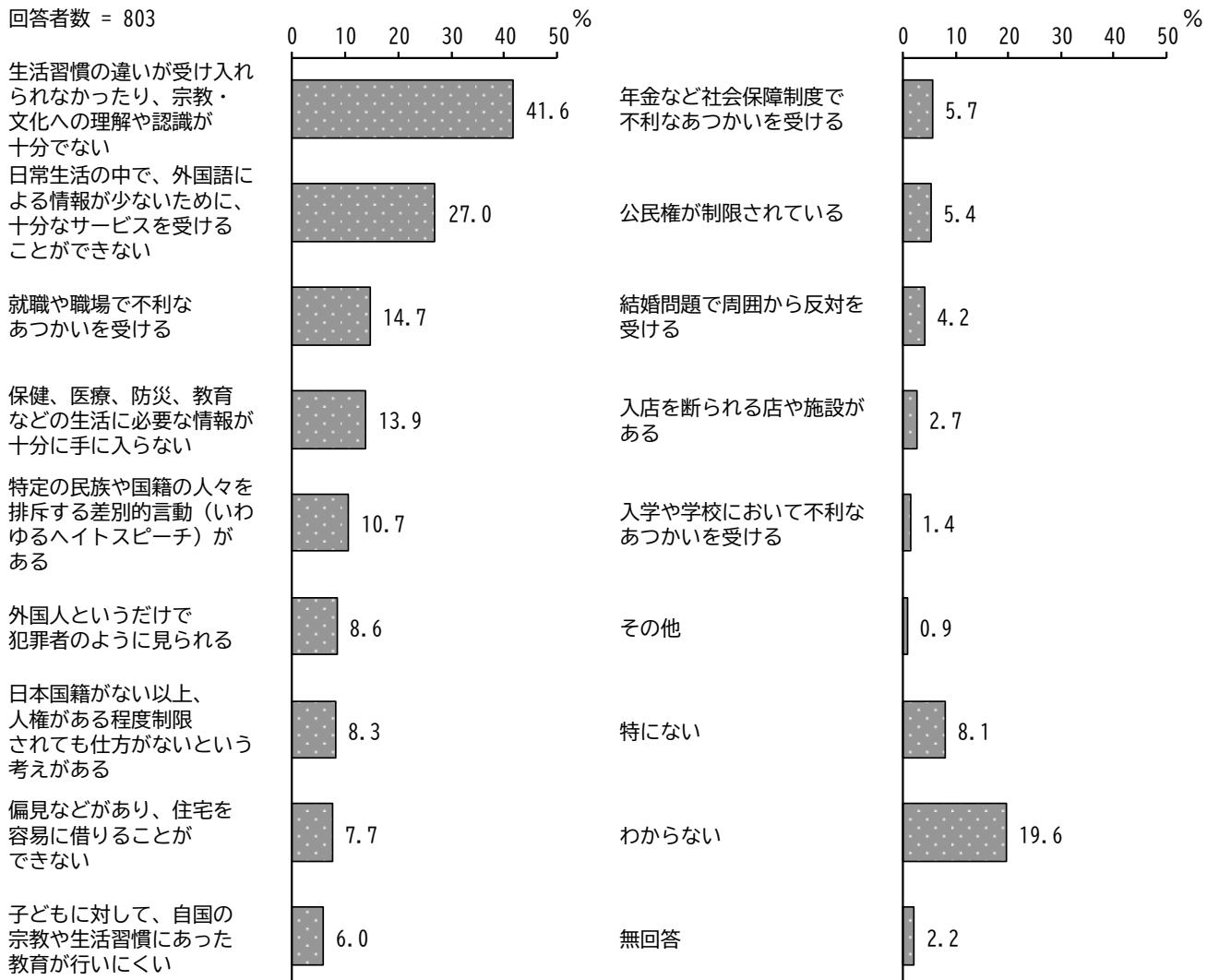
【現状と課題】

国際化時代を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えてきています。

市民意識調査結果では、外国人に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「生活習慣の違いが受け入れられなかつたり、宗教・文化への理解や認識が十分でない」が41.6%で最も高く、次いで「日常生活の中で、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない」が27.0%、「就職や職場で不利なあつかいを受ける」が14.7%となっています。

今後は、日本人と外国人が共に地域で安心して生活するため、互いの生活習慣や宗教・文化について理解を深めるための取組が求められています。また、外国人向けの公的サービスや各種制度について、外国語による情報提供を拡充していくことも必要です。

外国人に関する人権で特に問題があると思う事柄



【取組の基本方向と内容】

文化の違いを尊重するとともに、日本人と同様に外国人も平等に扱われることを基本とし、日常生活や就労の場において外国人がその能力を十分に発揮できる環境整備を目指します。さらに、外国人が地域社会の一員としていきいきと安心して生活できるよう、国際理解教育や交流活動、相談事業の強化をはじめ、多様な文化や価値観が互いに尊重され、偏見や差別のない社会づくりを進めていきます。

○ 国際理解教育及び交流活動の充実

- ・文化の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、幼児・児童・生徒に対し、様々な機会を通して、多様性を受容する人権感覚を育む教育・保育を推進します。
- ・教職員一人ひとりが人権感覚を備え、人権意識の高揚に努めるとともに、県と連携しながら、実践的な指導力の向上を図る研修体制を確立します。
- ・すべての外国人の人権が尊重され、ともに生きる多文化共生社会の実現をめざして、家庭や地域に対し啓発を推進するとともに、文化交流活動の充実に努めます。

○ 外国人に対する情報提供や相談事業等の充実

- ・本市が外国人にとっても生活しやすいまちとなるよう、外国語による情報提供や生活を援助する体制づくりに努めます。
- ・和歌山県国際交流センターや民間支援団体と連携を図りながら、外国人への生活に関する情報の提供に努めるとともに、日常生活における様々な問題や悩みごとの外国語対応などの相談窓口の充実に努めます。

○ 多様な文化や価値観を尊重し合える地域づくりの推進

- ・多様な文化的背景や価値観をもつ外国人住民が地域社会の一員として尊重され、安心して生活できるよう、生活習慣や文化の違いへの理解を深める啓発や交流の機会づくりを推進します。

○ 偏見や差別のないまちづくりの取組を含めた外国人の人権啓発の推進

- ・外国人住民に対する偏見や差別をなくすため、学校や地域団体、事業者等と連携した普及啓発や、適切な情報発信による市民理解の促進に取り組みます。

7 感染症・難病患者等の人権

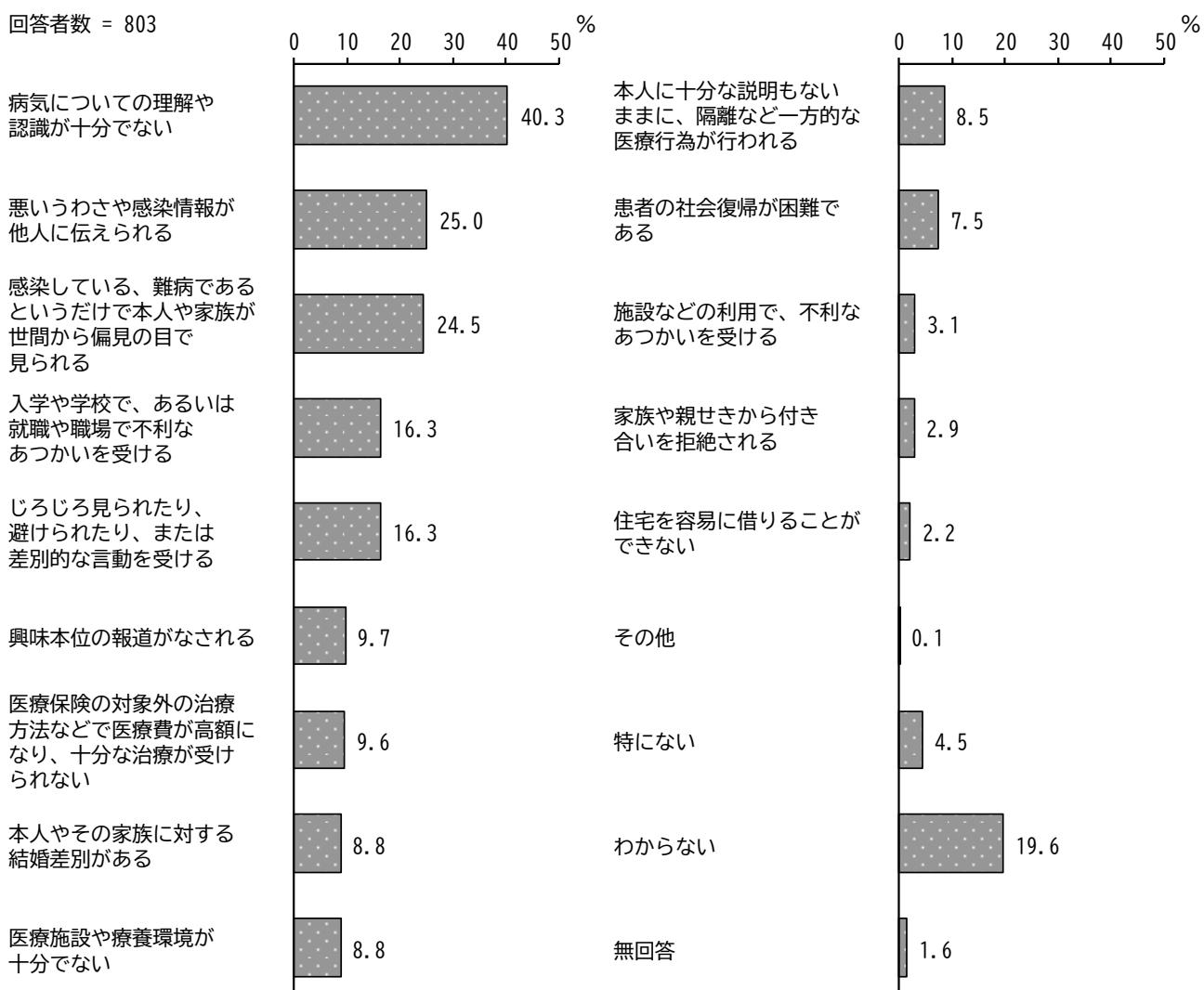
【現状と課題】

HIVやハンセン病をはじめとする感染症や難病については、正しい知識の普及啓発と情報の提供を進めることが、病気に対する知識不足による偏見や差別の防止につながります。

市民意識調査結果では、感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者等の人権で特に問題があると思う事柄は、「病気についての理解や認識が十分でない」が40.3%で最も高く、次いで「悪いわざや感染情報が他人に伝えられる」が25.0%、「感染している、難病であるというだけで本人や家族が世間から偏見の目で見られる」が24.5%となっています。

今後も引き続き、感染症や難病に関する正しい知識の普及・啓発を推進していく必要があります。また、患者本人や家族への支援体制の整備を続けることも重要です。

感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者等の人権で特に問題があると思う事柄



【取組の基本方向と内容】

HIVやハンセン病などの感染症に関する正しい知識の普及・啓発を強化し、これら病気に対する偏見や差別を解消するとともに、病気に対する適切な医療情報の提供を推進します。さらに、関係機関との連携強化や多様な媒体による市民意識の向上を図ることで、患者やそのご家族が安心して治療と生活支援を受けられる環境作りに努めます。

○ 正しい知識の普及・啓発と理解の促進

- ・HIVやハンセン病等の感染症や難病などについて正しい知識や理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- ・患者や感染者、その家族に対して、偏見や差別をしないよう研修等を通じ啓発し、多様な人々が共生できる地域社会づくりに取り組みます。

○ 適切な医療に関する情報提供

- ・感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう県や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。

○ 相談・支援体制の充実

- ・HIV感染者や難病患者等の在宅療養を支援するため、保健所、医療の専門家、支援団体等と連携し、医療相談等の支援体制の整備を促進します。
- ・在宅難病患者の日常生活を支援するため、ホームヘルプサービスやショートステイ及び日常生活用具給付事業等を推進します。
- ・難病患者・長期療養を必要とする子どもたちや家族に対し、和歌山県の難病・子ども保健相談支援センターと連携し、医療機関や患者会、家族会などに関する情報提供や適切な支援に努めます。
- ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症に係る誹謗中傷、差別に関する国や和歌山県等の相談窓口の周知に努めます。

○ 関係機関との連携強化

- ・感染症に対する偏見や誤解に起因する差別や不利益な取扱いを防止するため、保健所や医療機関等と連携し、正確な情報提供や啓発を行うとともに、関係機関による連携体制を強化します。

8 性的少数者に関する人権

【現状と課題】

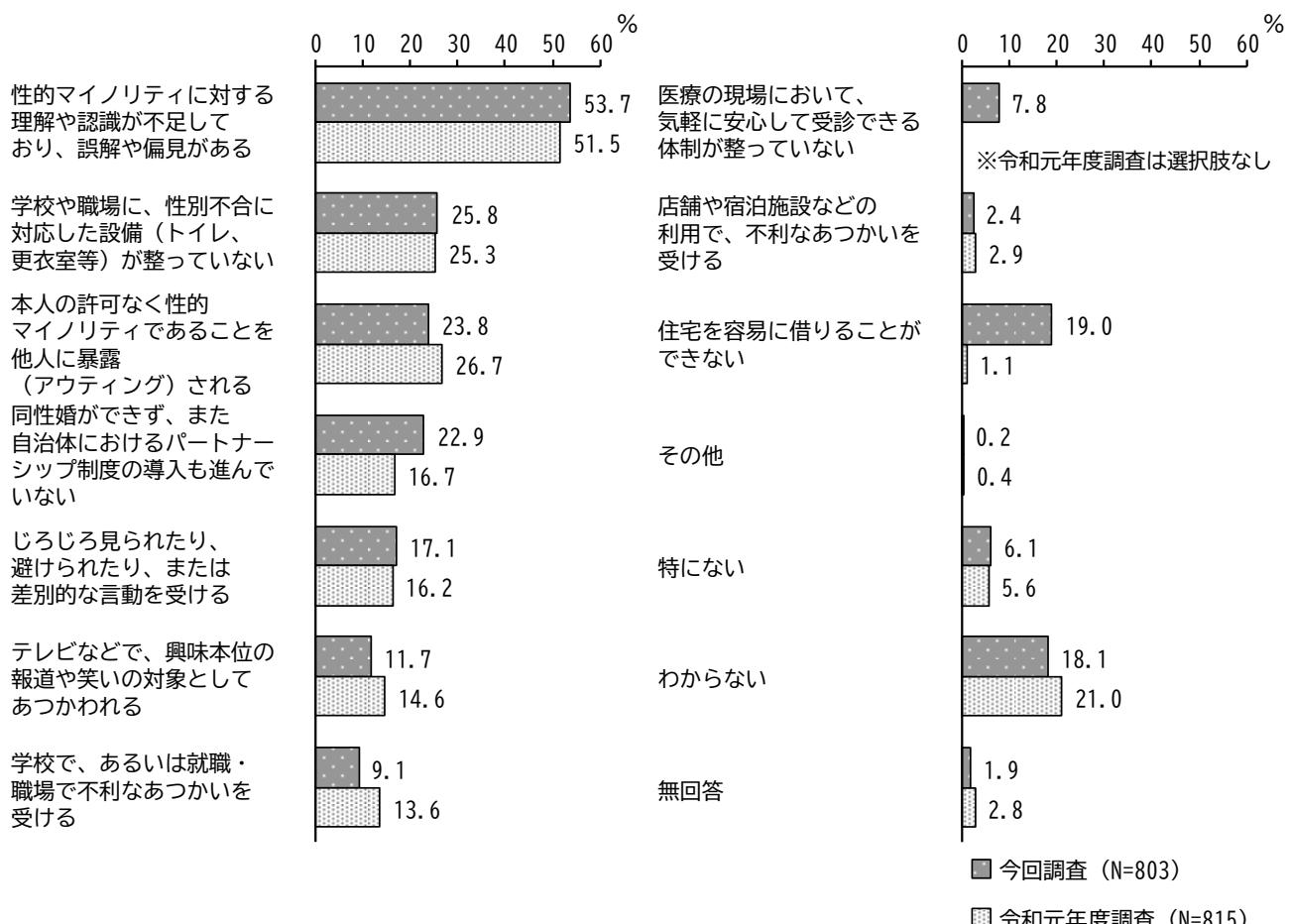
性的マイノリティ（性的少数者）とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性自認及び、同性愛等の性的指向をもつ人など、性のあり方において、少数派である人の総称です。我が国では人口の約8%が性的少数者であると推定されています。

このような人々は、少数者であるがために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

市民意識調査結果では、性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「性的マイノリティに対する理解や認識が不足しており、誤解や偏見がある」が53.7%で最も高く、次いで「学校や職場に、性別不合に対応した設備（トイレ、更衣室等）が整っていない」が25.8%、「本人の許可なく性的マイノリティであることを他人に暴露（アウティング）される」が23.8%と続きます。前回調査と比較すると、「同性婚ができず、また自治体におけるパートナーシップ制度の導入も進んでいない」が6.2ポイント増で22.9%となっています。

今後も引き続き、性的マイノリティに対する正しい知識の周知啓発を進める必要があります。学校や職場等、実際に問題が起こりやすい場所を中心に様々な場所で研修会等を開催し、市民が正しい知識に触れる機会を増やすことが重要です。また、性的指向・性自認で悩む人が安心して相談できる窓口についての情報発信を積極的に行うことも必要です。

性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権で特に問題があると思う事柄



【取組の基本方向と内容】

誰もがその性的指向や性自認について、尊重されなければなりません。正しい知識の普及・啓発と理解の促進を基盤とし、関係団体や教育機関との連携強化を通じた多様な価値観への理解の深化を推進します。さらに、悩みや不安を抱える当事者への相談体制の充実および、相談窓口についての周知啓発を図ることで、どのような関係性の人も安心して暮らせる社会の実現を目指します。

○ 性的マイノリティに対する正しい知識の普及・啓発と理解の促進

- ・性同一性障害など性的指向や性自認を理由とする偏見や差別意識をなくすため、誰もが安心して生活が送れるよう、多様な性に対する正しい理解と認識を深めるための研修会の開催や市広報紙等を活用した周知・啓発活動を行い、性的マイノリティ（L G B T等）の人々を擁護する人権教育・啓発を推進します。
- ・性的指向や性自認にかかわらず、すべての人が自分らしく暮らし、尊重される地域社会を実現するため、地域、職場、学校など生活の場において理解促進と差別防止に向けた取組を推進します。

○ 性的指向・性自認で悩みや不安を抱える当事者への相談体制の充実

- ・あらゆる場で本来の自分の姿を出せずに悩み苦しむことがないよう相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携した取組を推進します。

9 情報化社会における人権

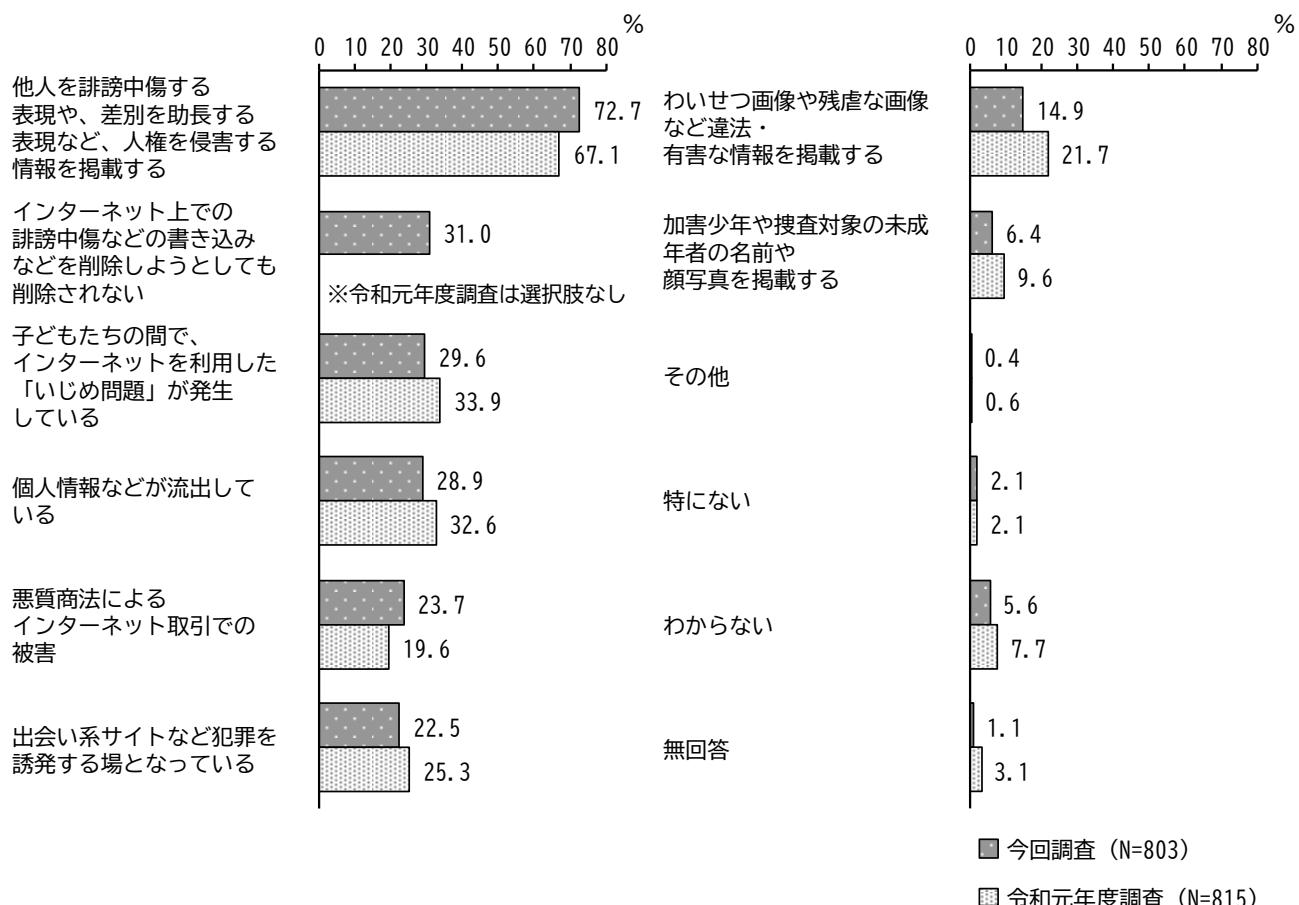
【現状と課題】

インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、生活の利便性が高まりました。その一方で、スマートフォンや携帯電話等の電子媒体やインターネットを介して、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

市民意識調査結果では、インターネットを利用した人権問題で特に問題があると思う事柄は、「他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載する」が72.7%で最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷などの書き込みなどを削除しようとしても削除されない」が31.0%、「子どもたちの間で、インターネットを利用した『いじめ問題』が発生している」が29.6%と続きます。最も高い「他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載する」は、前回調査と比較し5.6ポイント増となっています。

今後も引き続き、インターネットの利用に関する情報リテラシーや、情報発信の際の人権意識・モラルに関する教育と啓発を進めていく必要があります。特に、子どもたちに対しては、これらについての学校教育を充実させることが重要です。また、インターネット上に書き込まれた、人権を侵害する情報の削除を容易にするための取組も求められています。

インターネットを利用した人権問題で特に問題があると思う事柄



【取組の基本方向と内容】

インターネットの利用に際して、利用者一人ひとりが互いの人権を尊重することの理解を深めるとともに、遵守すべき情報モラル・リテラシーの習得を目指します。また、学校や地域での教育によりマナー向上の啓発を強化し、市民が自主的に判断し行動できる意識醸成に努めます。

○ 情報モラルの向上に向けた取組の推進

- ・インターネットやSNSなどを使って他人を誹謗中傷し差別することは重大な人権侵害であることや、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解が深められるよう、家庭、学校、地域が連携した啓発を推進します。
- ・プロバイダ責任制限法の趣旨等を踏まえ、国・県等と連携し、プロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を求め、有害情報への適切な対応を促します。
- ・A I生成情報等（ディープフェイク等）による虚偽情報の拡散防止や被害防止に向けた啓発を進め、新たな技術が人権侵害の手段とならないよう取り組みます。

○ 情報リテラシーの育成

- ・情報に関する教育について総合的な学習の時間など様々な機会を活用し学習を積み重ねることで、インターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯罪への対応方法、知的所有権やプライバシー保護のあり方等についての知識の習得を推進します。
- ・情報教育を通じて、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成のほか、情報化社会の危険性に関する理解を深め、確かな人権感覚に基づく情報モラルが身につく教育・啓発に取り組みます。
- ・高齢者、障害のある人、外国人などICT利用に不安を抱える人に対し、デジタル機器の利用支援や学習機会の提供を進め、デジタルデバイドの解消に努めます。

○ インターネット利用におけるマナー・モラルの向上のための啓発活動の強化

- ・インターネットやSNS等を利用した誹謗中傷や差別的言動は重大な人権侵害であることを発信し、家庭、学校、地域、行政が連携して、利用者一人ひとりが情報発信の責任とルールを理解できるよう、体系的な啓発を推進します。

○ 被害に関する相談・支援体制の整備、相談窓口の周知啓発

- ・インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、なりすましなど、情報化社会に起因する人権侵害に対応するため、専門相談窓口や関係機関との連携体制を強化し、被害者が安心して相談できる支援体制の充実を図ります。また、国や和歌山県が設置する相談窓口やホットライン等について広く周知し、相談しやすい環境を整備します。

10 犯罪被害者等の人権

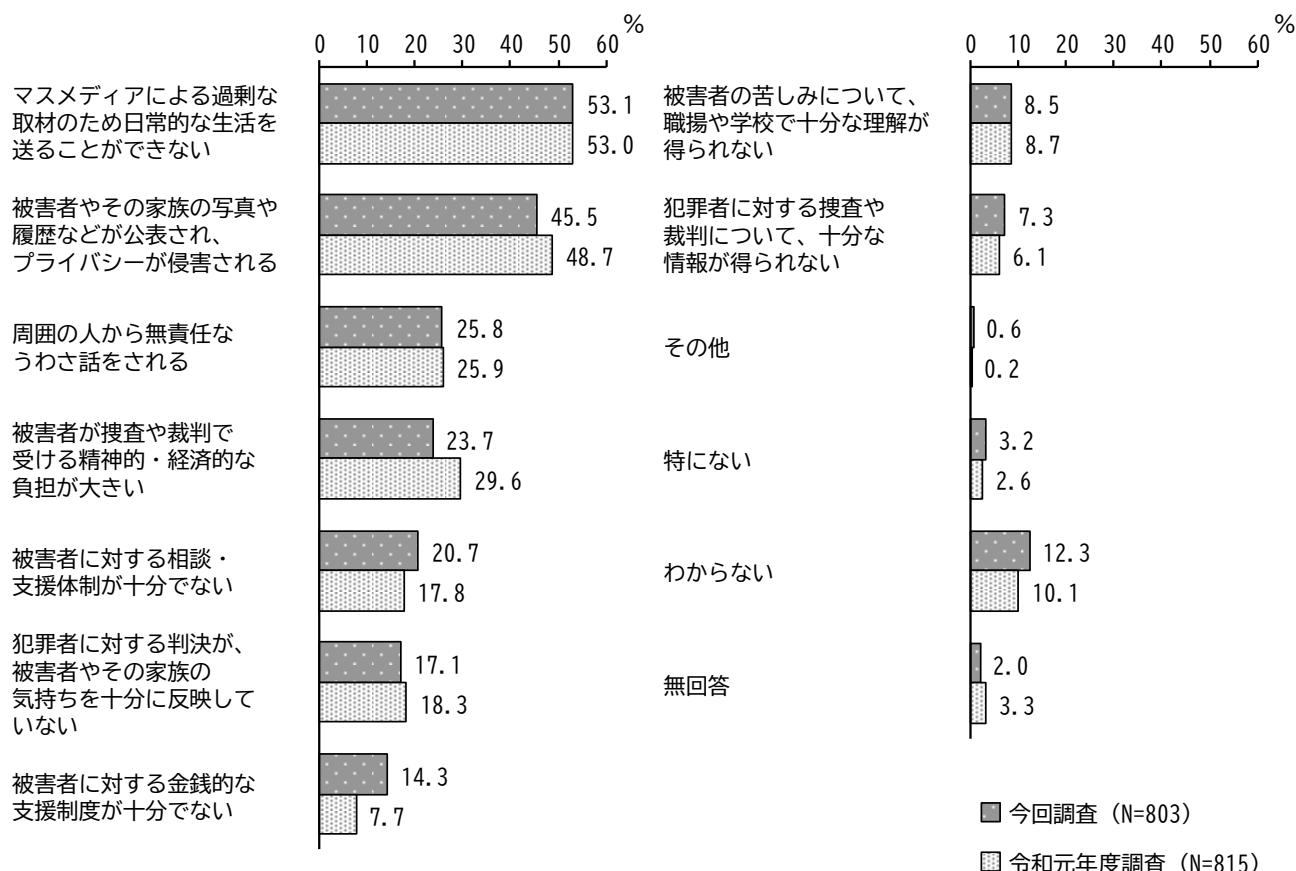
【現状と課題】

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があります。

市民意識調査結果では、犯罪被害者とその家族に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「マスメディアによる過剰な取材のため、日常的な生活を送ることができない」が53.1%で最も高く、次いで「被害者やその家族の写真や履歴などが公表され、プライバシーが侵害される」が45.5%、「周囲の人から無責任なうわさ話をされる」が25.8%と続きます。前回調査と比較すると、「被害者に対する金銭的な支援制度が十分でない」が6.6ポイント増加し、14.3%となっています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、今後も、国、和歌山県、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者を支援する人権教育・啓発を進めていくとともに、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実していく必要があります。

犯罪被害者とその家族に関する人権で特に問題があると思う事柄



【取組の基本方向と内容】

犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者やその家族の人権擁護に資する支援・啓発活動や相談体制の整備、充実した支援の推進に努めるとともに、国・県・警察・支援団体等との連携強化を図ります。

○ 犯罪被害者等の人権擁護に資する支援・啓発 活動の推進

- ・犯罪被害者やその家族が置かれた状況への理解を深めるため、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を実施するとともに、市民の意識向上を図ります。

○ 犯罪被害者・その家族が安心して相談できる体制の整備・支援の充実

- ・犯罪被害者やその家族が安心して相談できるよう、専門相談窓口の周知に努めるとともに、相談体制の充実や支援の強化を進め、必要な情報提供や支援につなげます。

○ 国・県・警察・支援団体等との連携強化

- ・国や和歌山県、警察、支援団体等と緊密に連携し、支援体制の向上を図るとともに、関係機関との情報共有や協働の仕組みを整備することで、切れ目のない支援につなげます。

11 自殺

【現状と課題】

我が国では、平成10年以降、年間自殺者が3万人を超える状況が続きましたが、平成22年を境に減少し、平成24年には3万人を下回りました。近年は令和2年以降、横ばいまたは微増傾向にあります。厚生労働省「自殺対策白書」によると、令和3年の自殺者は約2万1,000人で、男性が多い一方、女性も増加傾向にあります。

和歌山県でも自殺死亡率は全国平均をやや上回り、地域差が見られます。

岩出市では、近年の自殺者数は年間2～3件程度で推移し、若年～中年層での割合が高く、生活・就労環境など地域特性の影響がみられます。経済状況や社会ストレス、災害等の外的要因に左右されやすく、地域間格差も課題です。引き続き、自殺対策の強化が求められます。

【取組の基本方向と内容】

自殺は、その多くが健康や家庭の問題をはじめ、経済や生活の問題など、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による追い込まれた末の死と言われています。

本市では「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」として捉え、自殺や自死遺族に対する差別や偏見を解消するため、自殺防止や遺族への支援体制の強化のみならず、地域ネットワークの充実、自殺対策を支える人材の養成・確保に取り組みます。さらに、保健、医療、福祉、教育、労働などの関連団体との連携強化により、自殺予防のための啓発や教育、職場環境の整備・充実を推進します。

○ 自殺や自死遺族に対する差別や偏見解消、相談窓口の周知強化

- ・自殺や自死遺族に対する差別や偏見の解消に向け、自殺に関する正しい理解を広める啓発を進めます。

○ 保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連する活動団体等との連携強化

- ・保健、医療、福祉、教育、労働、地域の関係団体等と連携を図り、支援が必要な人に早期に手を差し伸べられる体制を整備します。
- ・地域における見守りネットワークを一層充実させ、孤立を防ぐための地域づくりを推進します。
- ・ゲートキーパー等地域での支援者的人材育成を図ります。

○ 自殺予防のための啓発や教育の充実

- ・学校、地域、職場など多様な場面において、自殺予防に関する教育・啓発を充実させ、悩みを抱える人が支援につながりやすい環境を整えます。
- ・職場におけるメンタルヘルス対策や働きやすい環境整備を促進し、働く人のストレス軽減と相談しやすい職場づくりを支援します。

○ 相談体制の充実

- ・関係機関との連携のもと、電話相談・SNS相談など多様な相談窓口の周知と機能強化を行い、誰もが安心して相談できる体制を充実させます。

12 働く人の人権

【現状と課題】

市民意識調査結果では働く人に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「サービス残業が発生するなど、正当な賃金が支払われない」が38.6%で最も高く、次いで「長時間労働が続く、あるいは休暇が取得しづらい」が29.8%、「職場におけるハラスメントがある」が24.4%となっています。

犯罪被害者とその家族に対するマスメディアの取材やプライバシー侵害に対する取組と、職場における人権問題を防止する取組が求められています。

労働者は会社において差別、ハラスメント等を受けやすい立場にあります。これらの人権問題をなくすための取組を推進していくとともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

【取組の基本方向と内容】

社会経済情勢を背景に、派遣労働者等の非正規労働者が増加するなど雇用形態が変化し、安心して生活する権利や働く権利の侵害が社会問題化しています。

また、長時間労働をはじめ、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、職場におけるハラスメント（いじめ・嫌がらせ）が増加しています。

このような状況を踏まえ、和歌山労働局等の関係機関と連携し、労働問題に関する相談体制の充実に努めるとともに、企業（事業所）に対し、労働問題や職場での人権侵害、ハラスメント予防策についての正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。また、子どもの頃から望ましい職業観・労働観が育まれるよう、学校教育において労働法規や労働問題等に関する学習を充実させます。さらに、すべての労働者が安心して活躍できる社会の実現に向け、本人の資質・能力に関係のない理由で不利益がない公正な採用選考の確立を促進していきます。

○ 和歌山労働局等の関係機関と連携し、労働問題に関する相談体制の充実

- ・和歌山労働局をはじめとする関係機関と連携し、労働条件やハラスメント、雇用に関する悩みを相談できる体制の充実を図り、働く人が安心して相談できる環境づくりに努めます。

○ 企業や事業所に対し、正しい理解を深めるための啓発推進

- ・企業や事業所に対して、労働法令の遵守やハラスメント防止、ワーク・ライフ・バランスの推進など、正しい理解を深めるための啓発を実施し、人権を尊重した職場づくりを促進します。

○ 学校教育において労働法規や労働問題等を取り入れた学習の推進

- ・学校教育において、労働法規や働くことの意義、労働に関する権利と責任などを学ぶ機会を充実させ、将来の自立した社会生活に必要な知識を身につけられるよう学習を推進します。

○ 公正な採用と雇用の促進

- ・採用活動において、応募者の適性と能力を適正に評価する公正な採用を推進し、性別、年齢、障害、国籍などによる不当な差別のない雇用の確保に努めます。

13 その他の様々な人権（患者の人権、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等）

【現状と課題】

主要な人権問題以外にも、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等、身近なものからそうでないものまで、人権に関する問題は幅広く存在しています。

私たちが暮らす社会には、多様な人権問題が存在し、ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者、人身取引被害者等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。失業や家庭問題など様々な要因により、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくされているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。

また、アイヌの人々について、法施行の周知も含めアイヌ民族への理解について啓発することも必要です。

これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育及び啓発の取組を行い、各種人権問題に関する相談体制を充実させていくことが必要です。

【取組の基本方向と内容】

その他の様々な人権問題については、対象となる人々の人権に配慮し、正しい知識の普及や市民の理解を促すための教育・啓発及び相談や支援策を推進し、地域社会の一員として支え共生していく社会づくりに取り組んでいきます。今後、新たに発生しうる人権問題発生についても、当事者やその家族に対し、それぞれの課題の状況に応じた取組を実施していきます。

○ 刑を終えて出所した人の人権

- ・刑を終えて出所した人に対して、地域社会への円滑な復帰を支援するため、更生保護関係機関との連携を強化し、偏見や差別の解消に向けた啓発に努めます。

○ ホームレスの人権

- ・ホームレス状態にある人の人権に配慮し、住まいや生活再建に向けた支援体制の充実を図るとともに、生活困窮に至る手前での相談・支援につなげる取組を推進します。

○ その他の人権課題

- ・北朝鮮当局による拉致問題
- ・生活困窮者の人権
- ・性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引の人権問題
- ・災害と人権、災害時における人権への配慮

第5章 施策の総合的な推進

1 人権施策の推進体制

(1) 市における推進体制

人権施策の推進にあたっては、それぞれ関係部局において、人権尊重の理念に立って施策を展開します。また、生活福祉部が核となって、相互調整を図り、総合的な視点に立った人権教育・啓発活動を実施します。「岩出市人権推進懇話会」においては、人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し調査及び審議するなど実効性を確保するための施策の推進に努めます。

(2) 国・県・関係団体等との連携・協働

人権施策は、国、県、市町村がそれぞれの役割分担のもとで連携・協働しながら実施することにより、より効果的な施策を推進することができます。このため、和歌山地方法務局、和歌山県人権擁護委員連合会、公益財団法人和歌山県人権啓発センター、和歌山弁護士会、岩出市人権啓発推進委員会等の人権関係団体との連携・協働を強化し、情報の共有化、啓発活動の共同開催など啓発や研修、相談等の効果的な推進を図ります。また、区・自治会、民生委員・児童委員、PTA、人権啓発推進委員会、人権擁護委員など地域の関係団体とも連携・協働を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

2 人権施策の推進管理

(1) 情報の収集と提供

時代の流れにより生じる人権問題や人権課題に柔軟に対応できるよう様々な機会を通じて人権に関する施策についての情報収集を行い、適宜、施策に反映するよう努めます。また、市広報紙をはじめ様々なメディアを通して、市民へ適切に情報を提供するとともに、啓発活動の企画・運営の各段階において市民が主体的に参画し実践できるよう協働の視点で取組を推進します。さらに、市民意識調査の結果を踏まえ、人権に関するイベントの開催や市民が交流を深め、人権課題を共有できる機会の検討・充実に努めます。

(2) 施策の点検・評価と方針の見直し

人権課題の解決は長期的な視点で繰り返し取り組むことが重要であることから、本方針で策定した人権施策については、「岩出市人権推進懇話会」により定期的に点検・評価を行い、方針の見直し等のフォローアップを行っていきます。